



2025年度版

マレーシア 投資ガイド

KPMGマレーシア



はじめに

このマレーシア投資ガイドは、マレーシアに投資またはマレーシアにて事業を行うことを検討されている方々のために、KPMGが発行しているマレーシアに関する諸出版物の1つであり、マレーシアで事業活動を行うにあたって準拠しなければならない諸法規の要請、ならびに税制や諸条件の概略を説明することを目的としています。

本投資案内で説明している情報はすべてを網羅するものではなく、またそれを目的としていません。外国での投資や事業に関する意思決定を行う際には、そのプロジェクトに関わるすべての事項を詳細に検討する必要があります。したがって、この投資案内に示すマレーシアの投資環境は、初期段階での意思決定の参考に資するにすぎません。

自己の事業拡大の機会としてマレーシアに注目している投資家は、専門家による個々の詳細なアドバイスを受けることをお勧めします。

詳細についてのお問い合わせは、以下の日系企業担当デスクまでご連絡ください。

2025年3月

KPMGマレーシア クアラルンプール事務所

Partner: Foong Mun Kong

Partner: Tai Lai Kok

エグゼクティブディレクター： 渡辺 和哉

エグゼクティブディレクター： 石渡 久剛

Level 10, KPMG Tower

8, First Avenue, Bandar Utama 47800 Petaling Jaya, Selangor

Malaysia

kpmg.com/my

電話 03-7721-3388（内線3107 / 7266）

eメール kazuyawatanabe1@kpmg.com.my
hishiwatari2@kpmg.com.my

目次

Table of Contents

1 社会、政治および経済の概況	4
1-1 社会	4
1-2 政治	4
1-3 経済	5
2 事業拠点の構築	7
2-1 外国投資規制（現地資本の参加要請）	7
2-2 マレーシアへの進出・活動の形態	8
2-3 会社設立手続と運営	12
2-4 外国企業（支店）の登録手続	16
2-5 駐在員事務所	17
2-6 外国人駐在員	18
3 法人所得税	21
3-1 法人所得税制の特色	21
3-2 納税者の区分（居住法人・非居住法人）	21
3-3 税率	21
3-4 賦課年度と基準年度	22
3-5 申告・納税手続	22
3-6 課税所得の範囲	23
3-7 課税所得の計算	23
3-8 キャピタル・ゲイン課税	33
3-9 グループ会社間の損益通算制度	35
3-10 源泉税	35
3-11 外国税額控除	37
3-12 e-Invoice 制度	38
3-13 マレーシアにおけるBEPS2.0グローバル・ミニマム課税制度	39
4 税務上の優遇措置	42
4-1 税務上の主要な優遇措置	42
4-2 特定の産業、事業領域等にかかるその他の主要な優遇措置	43
5 個人所得税	47
5-1 納税者の区分（居住・非居住者）	47
5-2 税率	48

5-3	課税年度	48
5-4	申告・納税手続	49
5-5	課税対象となる所得	49
5-6	所得控除	52
5-7	税額控除	53
5-8	預金利子の非課税	53
5-9	非居住者に対する免税	53
6	移転価格税制	54
6-1	Income tax (Transfer Pricing) Rules 2023	54
6-2	移転価格ガイドライン	56
6-3	事前確認制度 (Advance Pricing Arrangement, APA)	57
6-4	国別報告書 (Country-by-Country Reporting)	57
7	間接税	58
7-1	売上税	58
7-2	サービス税	61
7-3	その他	64
8	その他の税金	65
9	租税条約	69
10	税務調査	72
11	為替管理	75
12	会計と監査	77
12-1	マレーシアの会計基準	77
12-2	法定監査と監査基準	79
13	会社法	80
13-1	会社の種類	80
13-2	会社定款	80
13-3	株式	80
13-4	株主総会	81
13-5	取締役	83
13-6	会社秘書役	84
13-7	会計監査人	84
13-8	会社の決算と配当	85
13-9	会社の清算	85

1 社会、政治および経済の概況

1-1 社会

人口

マレーシアの人口は約3,400万人であり、複数の民族から構成されている。民族構成はマレー系約63%、華人系約20%、インド系約6%、その他11%である。

言語

マレーシアの国語はマレー語であるが、ビジネスの場においては英語が使われている。その他、広東語、福建語、タミール語なども使用されているが、日常生活も含めて広く英語が普及している。

宗教

マレーシアの国教はイスラム教であり、国民の6割以上が信仰している。ただし、信仰の自由は保障されており、仏教、キリスト教、ヒンドゥー教、道教などを信仰する人々も存在する。

教育

マレーシアの教育制度においては、義務教育という規定は存在しない。6歳児から就学し、初等教育6年、中等教育5年、大学予科・職業訓練・大学などの高等教育へと続き、初等教育の就学率はほぼ100%である。なお、英語教育は初等教育の段階から実施されている。

通貨

マレーシアの通貨はリンギットである。1998年以降、対米ドル固定レート制を維持してきたが、2005年7月、中国人民元の切り上げに追随し、マレーシアも通貨バスケット制を採用した。2024年は、1米ドル4.1リンギットから4.7リンギット前後、また対円では1リンギット30.7円から35.3円で推移している。

1-2 政治

歴史

西暦1500年代より400年以上にわたりポルトガル、オランダ、英国により支配され、第二次世界大戦中は日本に占領されていた。第二次世界大戦後、1948年に英国の保護のもとでマラヤ連邦が建国され、1957年に英国からの独立を果たした。1963年にはシンガポール（連邦参加の2年後にマレーシアから独立）およびボルネオ島の2州（サバ州とサラワク州）が加わり、現在のマレーシアが形成された。

政治制度

マレーシア憲法は1963年8月に制定され、国王のもと、立法、司法、行政の三権分立が確立されている。国王は世襲制の州統治者（スルタン）の中からスルタンの互選により選出される。

議会は上院と下院から構成されており、連邦議会に加えて、13州それぞれが州議会を有している。政治の実権を握るのは連邦議会下院で、議席数は222議席である。

2022年11月の総選挙を経てイブラヒム・アンワル氏が第10代首相に就任した。現在のアンワル政権は多数の政党からなる連立政権である。

1-3 経済

産業構造

マレーシアは原油、天然ガス、錫などの天然資源に恵まれた国である。1957年の独立以降、農業およびハイテク産業などによる輸出および内需により経済成長を果たしてきた。また、自由主義経済を堅持し、マレーシア国内外の投資家にとってきわめて魅力のある環境を整備している。

マレーシア経済は成長を続けており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で一時的にマイナス成長となったものの、2023年は3.6%、2024年は5.1%、2025年も安定した内需と旺盛な投資などにより4.5～5.5%程度の成長が見込まれている。

政府政策

旧マハティール首相時代（1981～2003年）の「ルックイースト政策」が有名であり、欧米に向いていた国民の目を、特に日本に向けてる政策が特徴的であった。その結果としてマレーシアには親日的風土が醸成されている。

現アンワル政権は、「持続可能性、繁栄、技術革新、尊敬、信頼、配慮と思いやり」のマレー語頭文字から付けたマダニ（MADANI）経済政策を打ち出し、国際競争力向上や投資誘致強化などを通じて、持続的な経済成長を目指している。

外資導入政策

マレーシアは外国からの直接投資を大いに歓迎している。事実、外国からの直接投資によるマレーシア経済への貢献度はきわめて高い。世界を取り巻く不安定要因にもかかわらず、外国からマレーシアへの直接投資の金額は比較的安定している。

マレーシアへの外国直接投資（FDI：net figure）は、2023年において404億リンギットであり、サービス業が大半を占めた。投資地域の第1位はシンガポールであり、以下、香港、日本と続いている。

日本との関係においては、直接投資や貿易、技術協力などを通じて緊密な二国関係を築いており、約1,600社の日系企業がマレーシアに進出している。

為替管理・金融政策・金融市場

低物価上昇率および低失業率という強いマクロ経済のファンダメンタルズに弾力的な金融政策を運用することにより柔軟な通貨供給を実現し、経済活動を支えている。

2 事業拠点の構築

2-1 外国投資規制（現地資本の参加要請）

原則、民間企業の外国資本出資比率については、所轄官庁のライセンス・許認可に課された条件による。

1. 製造業

株主資本（払込資本および剰余金の合計額）が250万リンギット以上またはフルタイムの従業員数が75人以上の会社は、1975年工業調整法（ICA）に基づき、国際通商産業省（MITI）に対し製造業ライセンスの申請・取得が義務付けられる。製造業ライセンスの申請は、MITI傘下の政府機関であるマレーシア投資開発庁（MIDA）に提出する。2003年6月17日以降の申請については輸出比率、製品種類、業種を問わず外国資本100%による設立が認められている。2003年6月17日より前の申請による既存会社については、MITIにより設定された旧来の外国資本規制が引き続き適用されるが、企業はこれらの条件の取り消しを申請することができる。

なお、株主資本が250万リンギット未満かつフルタイム従業員が75人未満の会社でも、「ICAに基づく製造ライセンスの免除確認書」をMIDAに提出できる。

2. 製造業以外

マレーシア政府は、2009年4月以降、次々と資本規制緩和・撤廃を発表し、新規参入の会社について外国資本100%が認められる産業・分野が広がった。2009年にサービス産業27分野（健康、社会、観光、運送、ビジネス、コンピュータに関連するサービス等）、次いで2012年に同じく18分野（医療、通信、法律・会計等）の外資規制が撤廃されている。

その他の流通・サービス業については、現在の国内取引・生活費省の前身である国内取引・消費者省が、広く流通取引・サービスを行う会社を対象に「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入ガイドライン（Guidelines on Foreign Participation in Distributive Trade Services in Malaysia）」を発行している。当該ガイドラインでは、1) 外資規制のない業種（デパート、スーパーストア、専門店等）、2) 外資規制がある業種（ハイパーマーケット、コンビニエンスストア）、3) 外資が参入できない業種（スーパーマーケット／ミニマーケット等）に分けて、最低資本金や外資規制の詳細が規定されている。

また、金融機関については、2013年金融サービス法の施行により外資規制が撤廃されたが、5%以上の株式取得に際しては、マレーシア中央銀行の事前承認が必要となる。

なお、国家権益に関わる事業（水・エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等）については、外資参入を30%または49%までに制限している。

※注：下記のようなステータスを取得した会社は、外国資本100%が認められている。

- 1) マレーシア・デジタルステータス会社
- 2) イスカンダル地域開発庁（IRDA）によりステータスを承認された会社
- 3) 地域統括（Principal Hub）等のステータスを承認された会社 など

2-2 マレーシアへの進出・活動の形態

進出形態

マレーシアにおける外資系企業の進出形態としては、1.会社（現地法人）の設立（合併あるいは全額出資）、2.支店設立、3.駐在員事務所設置の3つがあるが、製造・販売等をすぐに行う場合、会社形態での進出が通常であり、一般的に非公開株式有限責任会社の形態が採られる。このほか、株式公開を視野に入れる場合は公開株式有限責任会社の形態が採られることもある。

<留意点>

事業目的で現地法人を設立する場合に、特に留意する点として次のようなものがある。

- 1) マレーシア進出プロジェクトのフィージビリティ（企業化可能性）の検討・確認
- 2) 資本構成、従業員雇用、合併パートナー選定など重要事項の検討において外資規制との整合
- 3) 技術面、法律面、財務面からの検討
- 4) 収入、コスト、設備投資、資金調達等、事業活動が実行される実際の通貨とこれを記録する会計上の機能通貨の検討（事業活動が実施される通貨が必ずしもマレーシアリングギットになるとは限らないことから、為替変動のリスクを適切に管理し、経済実態に即した意思決定を行うため、会計上の機能通貨の検討が重要となる）
- 5) マレーシアは長い英国統治の歴史より、その法律制度は英国の法律制度、コモンローの原則に基づいており、英国と同様判例法主義を採っているため、運用面での調査も必要

事業内容によっては、進出できる事業の形態が限定されていたり、会社設立前に所轄官庁の認可を取得したりする必要があるため、あらかじめ当局に確認することが肝要である。

進出形態別の特徴は次表のとおり。

	駐在員事務所	支店	現地法人
概要	将来の工場建設の事前調査、その他マレーシアにとって有益と認められる活動を目的とした非営利活動に制限されている。駐在員事務所の設置有効期間は通常2年で、2年に1度、更新手続が必要になる。	政府または政府関係機関との合同プロジェクトに参加する場合は比較的認められやすいが、外資企業の進出形態としてはあまり一般的ではない。	会社法上、設立可能な会社は「株式有限責任会社（公開または非公開）」「保証有限責任会社」「無限責任会社」の3種類ある。外国企業が会社を設立する際には「非公開株式有限責任会社」の形態をとることが最も一般的である。
外国人株主	政府機関の承認は不要	N/A	原則、外国人株主の制限なし （特定の事業活動を行う場合には必要）
契約行為	不可	可	可
法人所得税率	N/A	24%	24%
税務上の区分	N/A	非居住法人	原則として居住法人
利益還元	N/A	支店で獲得した利益は送金可能	現地法人が獲得した利益は配当として還元可能
外国人労働者	雇用パスは、MIDAからの承認を取得後、駐在員事務所長（Chief Representative）のポジションにつき付与される。 また、雇用パスは、駐在員事務所の設置期限を越えない範囲で付与される。	雇用パスは、マレーシア入国管理（Immigration Department）から付与される。 付与数は、事業活動および申請するポジションに必要な能力・技術が考慮される。	雇用パスは、マレーシア入国管理局から付与される。付与数は、事業活動および申請するポジションに必要な能力・技術が考慮される。 （事業活動の内容によっては、他の省庁の承認が別途必要となる場合がある。例：小売業や卸売業）

	駐在員事務所	支店	現地法人
登記	MIDAへ申請	マレーシア企業委員会（CCM: Companies Commission of Malaysia）へ登記	
登記 手数料	N/A	本社の資本金額に応じた 登記手数料が必要	会社名登録：50リンギット 会社設立登記：1,000リンギット
会計監査	N/A	要	要
取締役	N/A	N/A	最低1人の居住者 （公開会社は最低2名の 居住者）
会社 秘書役	N/A	N/A	要
会社 代理人	N/A	要（マレーシア居住者）	N/A
期限	通常2年 （MIDAの承認があれば延 長可能）	無期限 （支店閉鎖は、税務クリア ランスおよびマレーシア企業 委員会への通知が必要）	無期限 （現地法人の清算は、株 主総会の特別決議を経て 税務クリアランスおよび清算 の手続が必要）
出資	本社からの送金	本社からの送金	資本金または借入金
外国人労働者の個人 所得税	居住者：最高30%の累 進課税 非居住者：30%の課税	居住者：最高30%の累進 課税 非居住者：30%の課税	居住者：最高30%の累進 課税 非居住者：30%の課税
小売業・ 卸売業	不可	不可	可

※注：雇用バスについては、MIDAやマレーシア入国管理局に対して、当該ポジションへマレーシア人を雇用する代わりに外国人を雇用することについての合理的な説明が求められる。

会社（現地法人）の設立

マレーシア会社法は英国の会社法を基本とし、さらに基本法案をオーストラリアの会社法に準拠して1965年に制定されたものが長らく使用されていたが、国際的な水準に即した近代的な会社法を導入するために、約50年ぶりに「2016年会社法」として改正され、2017年1月に施行された。会社の形態は、出資社員（株主）の責任内容により、1.株式有限責任会社、2.保証有限責任会社、3.無限責任会社に分けられる。

1. 株式有限責任会社（Company Limited by Shares）

出資社員（株主）の責任を所有株式の払込金額および未払込金額に限っている会社。これはさらに、1）公開会社（Public Company）、2）非公開会社（Private Company）に分けられる。組織変更および商号変更の特別決議謄本を登記官に提出すれば、組織変更が可能である。

- 1) 公開会社： 社名の末尾にBhd. (Berhad) を付す。株式譲渡制限なし。財務諸表の公告が義務付けられる。
- 2) 非公開会社： 社名の末尾にはSdn.Bhd. (Sendirian Berhad) が付される。株主が50人以下で、株式の譲渡が制限される会社。
公衆一般に対し会社の株式または社債の公募を行うことを禁止。
資本金の調達は私募による。財務諸表の公告の義務はない。

2. 保証有限責任会社（Company Limited by Guarantee）

社員の責任を各社員の出資限度額以内とし、会社財産で返済しきれない債務があった場合、その限度内で不足額支払保証をする会社。

3. 無限責任会社（Unlimited Company）

社員の責任に何ら制限のない会社。

2-3 会社設立手続と運営

以下、マレーシア国内で非公開会社を設立、運営することを前提として説明する。

会社の設立手続

1. 会社の設立手続フロー（マレーシア企業委員会（CCM）のウェブサイトを基に記載）

1) システム上の電子申請	マレーシア企業委員会（CCM）のホームページにある「MyCoID2016」というシステム上で電子申請をする。この際に以下、①と②の2つの方法を選択することができる。②の場合で、会社名の登録が認められた場合には、申請日以後30日間当該会社名は申請者のために保持される。 ① 希望する会社名が使用可能かどうかを調べる会社名登録手続と会社設立登録に必要な情報を申請する会社設立登録申請手続を同時に実施するケース（会社法14条） ② 先に会社名登録手続だけを実施し、後に会社設立登録申請手続を別途、実施するケース（会社法27条） 申請が提出されると1営業日で申請手続が処理され、申請が承認された場合には、申請者にeメールでその旨が伝達される。 会社名登録手続には、社名1つにつき50リンギットの、会社設立登録申請手続には1,000リンギットの申請手数料が発生する。
2) 会社名の使用に関する要件	・すでに登録されている名称や、「Royal」「King」「Imperial」など王族との関係を惹起したり、「National」「State」「Asean」など政府機関と関係する印象を与えるものは、商号として使用することができない。 ・非公開株式有限責任会社の場合、会社名の後に「Sdn.Bhd.」をつける。 「Malaysia」「Johor」などの国名、地名を会社名に含める場合は括弧（ ）に入れ、「xxxx（Malaysia）Sdn.Bhd.」あるいは「xxxx（M）Sdn.Bhd.」とする。
3) 設立時の発起人および取締役の選定	1名の発起人と1名のマレーシア居住取締役（非公開会社の場合）が必要とされる。
4) 会社設立登録申請手続	会社設立登録の際に以下の情報を電子申請する（会社法14条）。 ① 予定する会社名 ② 公開会社か非公開会社かのステータス ③ 事業の内容 ④ 予定する登録住所 ⑤ 株主の氏名、身分証明、国籍等 ⑥ 取締役の氏名、身分証明、国籍等

	⑦ 会社秘書役の氏名、身分証明、国籍等（申請時に決まっている場合。なお、会社設立後30日以内に会社秘書役を任命する必要がある） ⑧ 発行予定株式の内容、株式数（株式有限責任会社の場合） ⑨ その他の事項（登記官が必要と判断した場合） 上記の申請の際、発起人または取締役の発起人または取締役就任に関する同意書、会社法の規定に基づき就任について不適格ではないことの証明が要求される。
5) 会社設立登録の確認	会社設立申請登録手続が会社法の要件を満たし、必要な手数料が支払われた後、CCMより会社の登録番号が付与される（会社法15条）。

2. 会社の設立 各種手続

1) 定款の作成（会社法31条）

2016年会社法の下では、保証有限責任会社を除き、定款の作成は任意となった。仮に定款を作成する場合には、会社設立後に株主総会の特別決議を経て定款を採用する。この場合、採択日から30日以内にCCMに定款を提出する必要がある。なお、ビジネスライセンス等の手続の関係で定款が必要になることがあるため、留意が必要。

2) 株式の登録（会社法76条）

株式の割当日から14日以内に各株主に対する株式の割り当て状況（発行済株式総数、払込資本金額など）をCCMに登録する必要がある。なお、2016年会社法により授權資本制度、額面株式制度が廃止された。

3) 社印（会社法61条）

社印は任意であるが、作成する場合には会社名および登録番号の記載が必要である。

4) 取締役の任命（会社法196条）

非公開会社は1人以上のマレーシアにおける居住者を取締役として任命しなければならない（以下、居住取締役）。取締役は成年に達した自然人であり、かつ、権利能力を有していることが前提となる。外国人であってもマレーシアにおいて就労許可を有し、マレーシアに居住しているものであれば、居住取締役として登録することができる。取締役の数に上限はないが、定款に特段の上限が定められていれば、当該定款規定に従うことになる。

5) 登記住所（会社法46、47条）

マレーシア国内の住所を登記住所として登録する必要がある。登記住所には、会社登記証、定款、株主総会および取締役会議事録、財務諸表ならびに会計帳簿等を保持する必要がある。ただし、CCMへ通知することにより、取締役会議事録以外の書類等は登記住所以外の場所で保持することも可能。

3. 設立後の諸手続

1) 必要な機関の任命

① 会社秘書役の任命（会社法235条）

会社は1人以上の会社秘書役を任命する必要がある。会社秘書役はマレーシアに居住する自然人であり、会社秘書役の協会の会員であることが求められる。

② 会計監査人の任命（会社法267条）

会社は一部例外を除き、マレーシアにおいて監査業務の遂行を認められた者を会計監査人として任命する必要がある。会社設立初年度は取締役会によって任命され、その後は、株主総会の普通決議により任命される。

2) 株主総会

非公開会社は取締役や監査人の任期満了前の解任といった一定の議題を除き、書面による決議が認められる（会社法297条）。

3) 年次報告書の提出

各暦年ごとに会社設立の日から30日以内に年次報告書「Annual return」を作成し、CCMに提出する必要がある（会社法68条）（ただし、会社の設立初年度を除く）。

年次報告書には以下の事項が記載されなければならない。

- ① 登記住所
- ② 事業の内容
- ③ 支店（該当する場合）を含む実際に事業が実施されている住所
- ④ 株主名簿が保管されている住所（登記住所に保管されていない場合）
- ⑤ 財務諸表が保管されている住所（登記住所に保管されていない場合）
- ⑥ 株式、社債の所有形態（株主、社債権者等）の概要
- ⑦ 負債総額
- ⑧ 取締役、会社秘書役、監査人の概要
- ⑨ 株主の名簿
- ⑩ その他必要とされる事項

また、Beneficial Owner（法人を実質的に支配している個人）についての情報を維持更新するとともに、CCMへ通知することが義務化された。

4) 決算報告書の提出

事業年度末から6か月以内（会社設立初年度は、設立日後18か月以内）に決算報告書「Audit Report」として監査済財務諸表を株主に送付し、送付日から30日以内にCCMに提出する必要がある（会社法248、259条）。

2-4 外国企業（支店）の登録手続

外国企業がマレーシアでビジネス活動をするためには、会社法に基づきCCMに外国企業の登録をする必要がある（会社法561条）。会社名の承認に始まる一連の手続は現地会社設立とほぼ類似している。また、1人以上の代理人を任命する必要があり、代理人は外国企業の代理人として会社法により要求される報告やペナルティに対して責任を負う（会社法563条）。なお、代理人を変更する場合にはCCMへの登録が必要である。

1) 支店名の 使用許可申請	マレーシア企業委員会（CCM）に、希望する支店名が使用可能であるかを調べる。登記を行う外国企業の名称と異なる支店名を登記することはできない（会社法564条）。
2) 支店登録 申請手続	支店登録の際に以下の情報を申請する（会社法562条）。 ① マレーシア居住株主の氏名、ID、国籍、住所等（会社の場合、会社名、登記場所、登記番号等） ② マレーシア居住取締役の氏名、ID、国籍等 ③ 株主リスト（株主が500名以上の場合は上位20名および株主が500名以上であることの証明書） ④ 発行済株式の内容、株式数 ⑤ 会社代理人の氏名、住所 ⑥ その他必要とされる事項 申請にあたっては、代理人の就任承諾書をあわせて提出する必要がある。
3) 支店登記 手数料	登記に際して、資本金に応じて5,000リンギットから70,000リンギットの登録料をCCMに支払う（Companies Regulations 2017）。
4) 支店登記後の 義務	マレーシアでの支店登記後30日以内にマレーシア国内の住所を登記住所としてCCMに提出しなければならない（会社法566条）。 支店は現地法人と同様、会計監査（会社法574条）・税務申告を行い、会社法の規定に従わなければならない。 支店の義務には次のようなものがある。 ① 支店登記日から30日以内に年次報告書をCCMに提出する（会社法576条）。 ② 本社の財務諸表を支店の財務諸表とあわせて、本社の年次株主総会後2ヵ月以内にCCMに提出する（会社法575条）。 本社の資本金、定款、取締役等に変更があればCCMに届出を行う（会社法567条）。

利益の送金

支店における利益の送金につき、源泉税は課税されない。

2-5 駐在員事務所

マレーシアにおいて、一般的に駐在員事務所は、事業を本格的に営む前の段階における過渡的な形態と認識されている。MIDAの許可を得ることにより開設し、マレーシア国外の本社の費用負担により運営することができる。しかし、駐在員事務所に認められる設置期間は、通常2年であり、許可の更新に際しては、MIDAから駐在員事務所が必要となる理由の説明を強く求められることが多い。

基本的な姿勢としては、マレーシア政府は現地法人形態での進出を奨励しており、駐在員事務所の設置を積極的に認めていない。そういった設置が認められるケースとしては、マレーシアにとって有益と認められる活動を目的とした非営利活動に制限されている。

- マレーシアに投資する前段階としてフィージビリティ・スタディを行う場合
- 開発・建設プロジェクトの受注や参加のための資材調達、本国との業務連絡等で事務所が不可欠な場合 など

また、駐在員事務所の形態で実施可能な活動も下記の事項に限られている。

- 市場調査および製品開発活動
- 事業活動の計画またはコーディネート
- マレーシア進出（投資および事業）に関連した情報収集・分析およびフィージビリティ・スタディ
- 原材料・部品の調達先調査
- マレーシア子会社および関連会社間の調整作業
- その他、実際の営業活動に直接関与しない活動

一方、駐在員事務所が下記の活動を行うことは認められていない。

- 輸出および輸入を含む営業活動
- 倉庫賃貸
- 外国会社の代理として契約締結
- 子会社、関係会社、支店の経営への関与

設置手続

- 1) 所定の書類をMIDAに提出・申請する。書類に不備がなく承認される場合には、約1ヵ月で書面による承認通知が発行される。CCMへの登記は要求されない。
- 2) 所定書類は、①申請書、②直近の会計報告書、③会社登記簿謄本（英訳し、公証人の証明を受けたもの）、④現地における代理人選任届、⑤会社概要書（英文）等がある。

開設時の条件

- 1) 営業活動の禁止（その他、実施可能活動および実施禁止活動がある）
- 2) 独立した事務所を構え、設立後14日以内に事務所の住所をMIDAへ通知
- 3) 駐在員事務所である旨の表示
- 4) 開設2年後の会社設立の検討と認可取得の再検討
- 5) 年間30万リンギット以上の事業経費支出
- 6) 毎年、活動報告書をMIDAへ提出

2-6 外国人駐在員

外国人駐在員の就労管理方針

外国資本公司がマレーシアで事業を行うにあたり、マレーシア国内の労働市場では調達できない技能を必要とする場合には、マレーシア政府は外国人駐在員の就労を認めている。

雇用パス（Employment pass）の取得

マレーシア国内の会社（外国資本公司を含む）との雇用契約に基づく場合、マレーシアの入国管理局から雇用パスを取得する必要がある。マレーシアの入国管理局より、「Expatriate Services Division Online Guidebook」が公表されており、雇用パス等の取得手続について記載されている。以下、当該ガイドブックを参照して記載する。雇用パスの取得については以下の4段階の手続が必要となる。

- 1) 会社の登録
- 2) 会社のActivation
- 3) 雇用パスの申請
- 4) パスポートのEndorsement

なお、1) にあたっては、会社の種類（資本構成）ごとに以下の最低資本金要件がある。

会社の種類	最低資本金要件 (リンギット)
100%ローカル資本の会社	250,000
ローカルと外国資本の合併会社	350,000
100%外国資本の会社	500,000
外国資本が51%以上、かつ、WRTライセンスが必要な卸売・小売等の事業を行う会社	1,000,000

上記の最低資本金要件のほか、会社が行う事業によってはライセンスの取得が要件となる場合があるため留意する。

また、3) 雇用パスの申請について、2017年9月1日より、最低給与月額に基づく雇用パスの種類が再分類され、以下のカテゴリーに分類される。

雇用パスの種類	給与 (リンギット)	有効期間	Dependent Pass (家族ビザ) 取得
Category 1	10,000	5年以下	可能
Category 2	5,000-9,999	2年以下	可能
Category 3	3,000-4,999	1年以下 (更新2回まで)	不可

上記、カテゴリーごとの基準はあるものの、雇用パス承認にかかる最終判断は、マレーシア入国管理局の裁量によるとされている。

なお、2023年より、雇用主が新たに駐在員を雇用する場合、労働局への事前申請、承認取得が必要とされている。

プロフェッショナル・ビジット・パス（PVP : Professional Visit Pass）

プロフェッショナル・ビジット・パス（以下、PVP）は、マレーシア国外の会社に籍をおいたまま（マレーシア国内の会社との雇用契約がないことが前提）、マレーシア国内で短期就労を行う外国人に発給される。例えば、特定のプロジェクトにおける専門技術を要する業務への従事、機械の据付や研修の実施等を行う場合である。PVPの取得については雇用パスと同様に4段階の手続が必要となる。

- 1) 会社の登録
- 2) 会社のActivation
- 3) PVPの申請
- 4) パスポートのEndorsement

PVPの申請においては、以下のカテゴリーのうち、いずれか1つに該当する必要がある。

カテゴリー1：専門知識

カテゴリー2：研究

カテゴリー3：ESD登録会社の研修・訓練

カテゴリー4：ボランティア

カテゴリー5：Malaysia Convention & Exhibition Bureau（MyCEB）の出展者

カテゴリー6：特定の学生インターンシップ

また、PVPの有効期間は12ヵ月であり、有効期限後の延長申請は認められない。

その他のパス

上記のパスのほか、高い技能を有する外国人に対して与えられるレジデンス・パス（Residence Pass-Talent）や、IT技術を活用し世界を旅しながら仕事をする人に対して与えられるデジタル・ノマド・パス（DE Rantau Nomad Pass）などもある。

種類と期間	主な要件
レジデンス・パス （Residence Pass-Talent） 5年＋更新5年	・ 3年以上のマレーシア勤務経験 ・ 月額給与15,000リンギット以上（賞与・手当等を除く） ・ 2年以上の個人所得税申告 ・ 大学学位もしくは専門家証明
デジタル・ノマド・パス （DE Rantau Nomad Pass） 3～12ヵ月＋更新12ヵ月	・ IT・デジタル分野：年収24,000米ドル以上 非IT・デジタル分野：年収60,000米ドル以上 ・ 直近3ヵ月のBank Statement、および収入証明 ・ 3ヵ月以上のプロジェクト契約書もしくは雇用契約書 ・ マレーシア滞在中のスポンサー企業 ・ 学歴証明、マレーシアでの医療保険証、税務番号

3 法人所得税

3-1 法人所得税制の特色

マレーシア所得税法は、法人および個人に課せられる所得税を規定する法律である。同法においては、法人を定義して、「マレーシア、または他の国の法律に基づいて設立された法人および法人格のある社団をいう」としている。つまり、当該法律はマレーシア国内で設立された法人だけではなく、外国法人も適用対象としていることに留意を要する。

3-2 納税者の区分（居住法人・非居住法人）

法人は、居住法人および非居住法人に分類され、それぞれ課税の態様が異なる。ここで、居住法人とは、「その営業の管理、支配がマレーシア内で行われている法人」と定義されている。換言すると、取締役会などの意思決定が、マレーシア国内で行われている会社を意味する。これを「管理支配地主義」と呼ぶ。この考え方においては、外国法人がマレーシア国内で実質的な事業を行っている場合には、居住法人と同様の課税を受けることになる。

3-3 税率

居住法人は、キャピタル・ゲイン課税を除き、原則として課税所得の24%が法人所得税として課される。（キャピタル・ゲイン課税については3-8を参照のこと）

小規模会社（Small and Medium Enterprise：事業年度の開始時点で普通株式払込資本金が250万リンギット以下かつ年間の売上が5千万リンギット以下のマレーシア居住法人。ただし、払込資本金が250万リンギット超の会社に支配されている場合や、普通株式の20%超を外国人／外国企業に保有されている場合を除く）に対する優遇措置として、賦課年度2023より課税所得のうち、15万リンギットまでの金額には15%、15～60万リンギットまでの金額には17%、60万リンギットを超える金額については24%が法人所得税率として適用される。

3-4 賦課年度と基準年度

マレーシアの所得税法では、賦課年度（Year of Assessment）と呼ばれる暦年基準で申告および納税が行われる。例えば、2024年の1月1日から12月31日の暦年1年間の所得にかかる法人所得税は、賦課年度2024において申告、納付される。

ただし、法人が暦年と異なる事業年度を採用している場合は、当該事業年度を基準期間（Basis Period）とし、事業年度の終了する基準期間内の所得として賦課年度が決定される。つまり、3月決算の場合であれば、会計年度と同じく4月1日から翌年3月31日までの事業年度に基づく申告も認められる。この場合、2023年4月1日から2024年3月31日にかかる事業年度の申告が賦課年度2024となる。事業所得以外の所得、例えば、配当、利子、賃貸料、使用料等については、事業年度に関わらず、原則として暦年基準で計算することとされているが、実務上は事業年度（基準年度）にあわせて計算・申告を行うことも認められている。

3-5 申告・納税手続

月次納付

事業年度開始日より30日前までに、当該事業年度の年間法人所得税見積額をマレーシア歳入庁（IRB）に提出する。また、事業年度の6か月目、9か月目および11か月目に法人所得税見積額の変更をIRBに申請することができるものとされている。また、事業開始初年度の法人は、当該賦課年度の見積法人税額を事業開始から3か月以内に申告する必要がある。当該見積額に基づき、当該基準期間の第2か月目より毎月15日までにIRBに対して月次納付を行うことになる。

見積額に基づく月次納付の12か月分累積額が最終税額（確定ベース）を30%以上下回った場合、不足額の10%相当がペナルティとして課される。なお、賦課年度2006以降、年間法人所得税見積額は前年の見積額の85%を下回らないものとされた。

2008年以降、小規模会社の新規設立の会社に対しては、最初の2賦課年度のみ法人所得税見積および月次納付が免除される。ただし、マレーシアで設立されたマレーシア居住法人のみに限定されることとなる。

確定申告

事業年度終了日から7か月以内にIRBへ確定申告を提出するとともに、確定税額と月次納付累計額との差額を納付する。賦課年度2024からは電子申告が必須となっており、電子申告の場合は通常1か月の申告・納付期限延長が認められる。なお、キャピタル・ゲイン課税の申告・納付については3-8を参照のこと。

3-6 課税所得の範囲

マレーシアの所得は、国内源泉所得と国外所得とに分けられる。国内源泉所得とは、「マレーシア国内で発生（Accruing in）または稼得（Derived from）した所得」と定義される。具体的には、マレーシア国内で行われた事業所得、国内の不動産・動産からの賃貸料、マレーシア国内の法人や個人から受取金利等が国内源泉所得に該当する。

銀行、保険、海運、航空事業以外の法人の場合、かつては国内源泉所得のみが課税対象とされていたが、2022年1月からは国内源泉所得に加え、国外源泉所得のうちマレーシア国内で受領した分（Derived from foreign sources and received in Malaysia）も課税対象に含まれることとなった。ただし、一定の要件を満たした国外源泉の配当所得については、移行措置として2026年12月31日まで免税措置が継続される。

また、2024年1月より、キャピタル・ゲインも課税対象に含まれることとなった。詳細については3-8を参照のこと。

3-7 課税所得の計算

税金計算はリンギットで行われる。会計上の機能通貨がリンギット以外の会社の税務申告書は、機能通貨で作成され表示通貨（リンギット）に換算された財務諸表をもとに作成する。

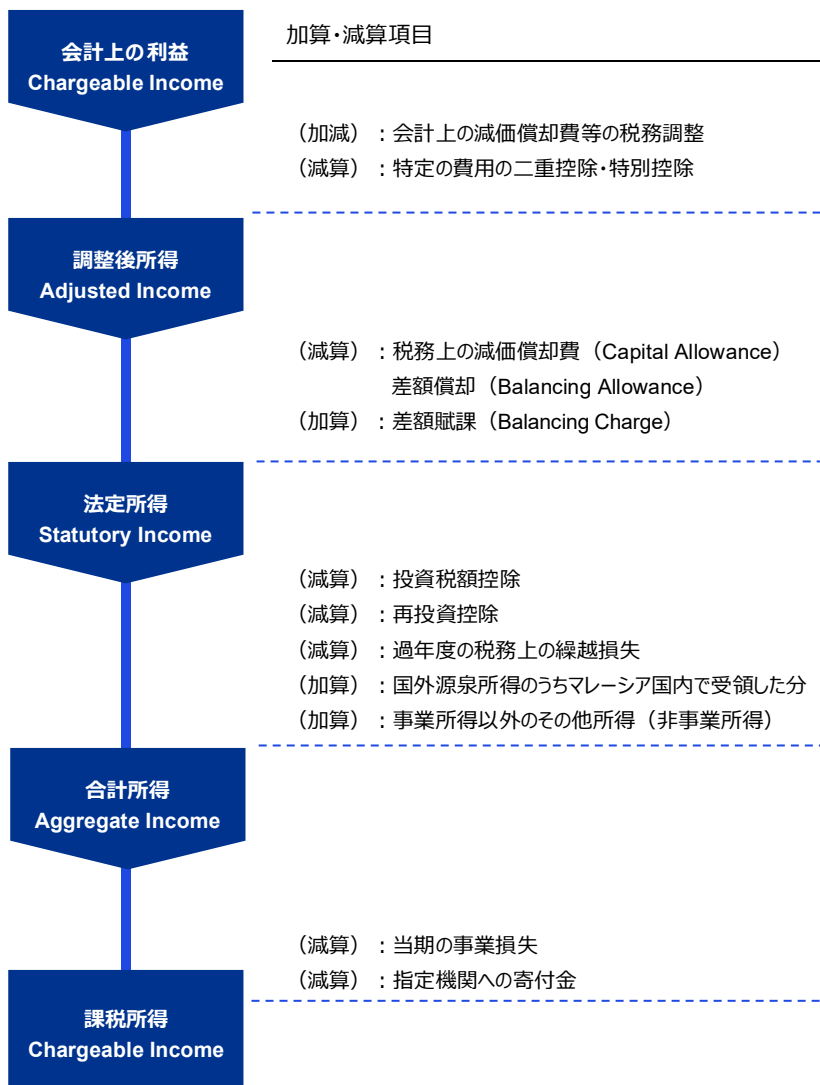
課税所得は、会社決算において求められた会計上の利益（Gross Income）に税務上の調整を加えることから始まる。すなわち、会計帳簿作成において計上された収益および費用のうち、税務上の益金および損金に該当しないものを減算および加算する。その代表的なものが会計上で計算された減価償却費である。マレーシアでは、減価償却計算を会計上と税務上と全く別々に行う。これらの加算および減算を行った所得を、調整後所得（Adjusted Income）と呼ぶ。

次に、上記で加算された会計上の減価償却費に代わり、税務上の減価償却費（Capital Allowance）および過年度からの税務上の減価償却費繰越額を控除する。この段階の所得を法定所得（Statutory Income）と呼ぶ。

さらに法定所得から税務上の繰越損失、投資税額控除、再投資控除がなされ、かつ、受取利息や受取賃貸料などの事業所得以外の所得がある場合には、ここで合算して合計所得（Aggregate Income）が算出される。

さらに、損金算入が可能な指定機関への寄付金があれば合計所得から控除されて、課税所得（Chargeable Income）が算出される。

以上をまとめると次のとおりである。



減価償却費

会計上の減価償却費と税務上の減価償却費は全く別個のものとして計算される。もとより、その考え方は全く異なる。

会計上の減価償却とは、会社資産の減耗の発生を費用に認識して費用収益の対応を図るとともに、会社利益を留保して資産への投資額を回収することを目的としている。

一方、マレーシアの税法では会社資産の取得を資本取引としており、資産の減耗などという考え方は取り入れず、原則として一切、損金への算入を認めていない。ただし、政策的に近代的な工業への投資を促進するために、有形固定資産に関する税務上の減価償却費を例外的に認めている。

税務上の減価償却が可能な有形固定資産は、税法により限定されている。建物や構築物の場合には、産業用建物だけに税務上の減価償却が認められている。事務所用の建物は産業用建物には該当しないため、税務上の減価償却は認められていない。このため、工場敷地内の事務所専用建物は税務上の減価償却資産から除かれる。工場内に事務所部分が併設されている場合、原則として、占有面積で按分して事務所部分のコストを税務上の減価償却計算から除外する。ただし、事務所占有面積が工場建物全体の10%以下であれば全額、税務上の減価償却の対象となる。

産業用建物の例示

- 工場
- ドック、栈橋、防波堤 等
- 公道
- 倉庫業者の倉庫用建物
- 輸出製品のための倉庫（一定の条件あり）
- 水道、電気、通信事業設備
- 鉱業農業用建物・構築物
- 病院
- 従業員の福利厚生設備
- 従業員のための宿舎
- 研究・開発施設
- 教育・訓練施設

なお、各産業で用いられる機械設備については、すべて税務上の減価償却が認められる。税務上の減価償却が認められるプラントは、「事業に利用する装置（apparatus）であり、建物、無形資産および事業を行う場所として機能する資産は含まない」と定義されている。

前述のとおり、マレーシアにおいては、会計上の減価償却と税務上の減価償却とは全く切り離されて考えられている。すなわち会計上は、減価償却資産の範囲、減価償却方法、耐用

年数等は、すべて関連する会計基準に従って会社の経営者の判断に基づいて決定され、これを会計監査人が妥当なものとすれば当該会社の減価償却は適正な費用として取り扱われるのに対し、税務上は特定カテゴリーに属する固定資産について税法独自の償却（Capital Allowance）を認めるにすぎず、この税法の規定に基づいて算出された償却費のみが損金に算入される。したがって、会計上の減価償却費は、いったん全額加算し、代わりに税法の規定に準拠して計算された償却金額が所得より控除される。

償却率の一般的な概要は以下のとおり（償却率について、項目ごとに詳細な規定があるため留意する）。

- 工場等産業用建物 : 取得時償却10% ／ 年次償却3%
 - 機械および設備 : 取得時償却20% ／ 年次償却14%
- （備品：10%、重機・車両：20%）

なお、非商用車については名目上の取得価額に基づき償却費が計算される。名目上の取得価額は原則として5万リンギットを上限としているが、新車かつ購入価格が15万リンギット以下の場合は10万リンギットを上限として名目上の取得価額とすることが認められている。

売却・除却等が行われた場合、「差額償却（Balancing Allowance）」または「差額賦課（Balancing Charge）」と呼ばれる処理を行わなければならない。詳細は次のとおりである。

- 「差額償却（Balancing Allowance）」：売却・除却収入が税務上の未償却残高を下回る場合、その差額は過年度における減価償却不足額とみなされ、償却額の追加計上が認められる。
- 「差額賦課（Balancing Charge）」：売却・除却収入が税務上の未償却残高を上回る場合、その差額は過年度における減価償却が過大であったため生じたものとみなされ、課税対象となる。ただし、売却・除却収入が取得価額を超える場合には、その超える部分についてはキャピタル・ゲインとみなされ非課税である。

賦課年度2009以降、原状回復義務に係る除廃却費用については、以下の条件を満たす場合に、当該設備の税務上の簿価に加算することができる（その結果、差額償却に反映されることとなる）。

- 1) 契約または法律に基づく設備の除廃却である。
- 2) 再利用されない設備の除廃却である。
- 3) 非居住者への支払の場合には、対象となる源泉税が徴収され納税されている。

特別な償却

以下の機械および設備等については、特別な償却方法が認められている。

- コンピュータおよび情報技術設備、制御機器、コンピュータソフトウェア：
取得時償却40% / 年次償却20%
- カスタマイズされたソフトウェア開発に関連するコンサルティング費用、ライセンス費用、
その他付随費用：
取得時償却40% / 年次償却20%

また、Industry4.0の要素を含む自動化投資については、1千万リンギットを上限に、100%の加速度償却に加え100%の追加償却が認められており、投資時に投資額の2倍の金額の損金算入が可能である（賦課年度2027まで）。

少額固定資産

税務上の減価償却費の計算を簡略化することを目的とし、取得価額が2,000リンギット以下の少額固定資産については、取得時に税務上も全額即時償却することが認められている。

ただし、1事業年度における少額固定資産即時損金算入合計額は20,000リンギットを限度とする。なお、小規模会社の場合、少額固定資産即時償却の限度額はない。

割賦購入資産

割賦契約（Hire Purchase）により機械設備を購入している場合、税務上の減価償却費は、取得時償却が当該年度に支払った金額を基礎に、年次償却が当該年度までに支払った累計金額を基礎に計算される。

説例：

現金購入価額	10,000リンギット
割賦購入価額	12,000リンギット
頭金	2,000リンギット
支払条件	500リンギット（400+金利100）／月×20回
購入日	2025年7月（12月決算）

	2025	2026	2027	2028	2029
資本的支出					
頭金	2,000				
賦払金	2,400	4,800	800		
小計（a）	4,400	4,800	800		
取得時償却 （a ×20%）	<880>	<960>	<160>		
年次償却 （a累計×14%）	<616>	<1,288>	<1,400>	<1,400>	<1,400>
減価償却費合計	<1,496>	<2,248>	<1,560>	<1,400>	<1,400>

参考までに、現金購入した場合の税務上の減価償却費計算

	2025	2026	2027	2028	2029
取得時償却	<2,000>				
年次償却	<1,400>	<1,400>	<1,400>	<1,400>	<1,400>
減価償却費合計	<3,400>	<1,400>	<1,400>	<1,400>	<1,400>

リース取引における税制

リース契約にリース期間中あるいは終了時の買い取りオプションが付いているなど、最終的には売買と同様の効果を与える条項がある場合、あるいはリース物件が特定用途の資産であり賃貸借に馴染まない場合には、税法上、当該リース契約は売買とみなされる。売買と認定されたリース契約の税務上の減価償却費の取扱いは、割賦契約の場合と同様である。一方、売買とみなされないリース取引については、支払時にリース料が損金算入される。

欠損金および減価償却費の繰越とその制限

過年度の税務上の繰越損失（欠損金）は、法定所得から控除することができる。さらに、当期の法定所得から控除しきれない損失がある場合には、翌期以降に繰り越される。なお、賦課年度2019以降、欠損金の使用期間は7年間に制限されたが、2022年税制改正により使用期間が10年間に見直された。経過措置として、賦課年度2018時点で保有していた過去の欠損金については、賦課年度2028まで繰り越すことができる。

また、事業上の損失であれば、会社が別種の事業で稼得した所得から控除を行うこともできる。例えば、製造業を行っていた会社が、多額の損失を計上したために工場を閉鎖し、親会社から購入した製品の販売業に転じた場合、その販売業からの所得と製造業で計上した過年度の損失とを相殺することが可能である。

一方、未使用の税務上の減価償却費は、原則として、年数に制限なく繰り越すことが可能であるが、相殺する将来の所得は事業からの所得でなければならない。すなわち、税務上減価償却の対象となっている建物や機械設備の使用と所得との因果関係が問われることになる。したがって、会社が販売業に転じた時点の税務上の減価償却費の未使用額は、それ以降の期間に繰り越すことができない。この点、税務上の繰越欠損金の場合と取扱いが異なることに留意する必要がある。

なお、賦課年度2006以降は、休眠状態にある会社の欠損金および減価償却費の繰越の条件として、税務上の損失発生賦課年度・税務上の減価償却費発生賦課年度期末日現在の株主が翌賦課年度期首現在において会社の普通株式の50%超を保有していることが求められることに、留意する必要がある。

配当課税制度

マレーシア税法上、会社の利益に対する課税を最終課税とし、会社の利益から支払われる配当について源泉税は課税されず、国内の投資先からの配当は株主側では非課税となる。一方、マレーシア国内で受領した国外の投資先からの配当金は、2022年1月より課税対象とされたが、以下の要件を満たす場合、移行措置として2026年12月31日まで免税措置が継続される。

1. 当該国において、配当またはその源泉所得に対して法人税と同様の性質を有する課税がなされており、その最高税率が15%以上である、または
2. マレーシアにおいて事業を行うに適切な人数の従業員を雇用している、かつ適切な事業経費を支出している

非事業所得

金利収入や賃貸料収入などの非事業所得がある場合には、既述のとおり、法定所得に合算されて合計所得に含められる。非事業所得は、会計上の利益から調整後所得の計算に入る前段階で種類別に区分される。

事業損失は、翌期以降に繰越して将来の事業所得と相殺することができるが、事業損失以外の損失（例えば、受取利息よりも支払利息の方が大きい場合）は、当期の事業所得と相殺することができる。ただし、当期の事業損失と相殺した後もなお事業損失以外の損失の方が大きい場合、その額を翌期以降に繰越すことはできない。

なお、法定所得との合算の過程で、繰越事業損失と当期の非事業所得を相殺することはできない。

会社が暦年と異なる事業年度を採用している場合、事業所得は当該事業年度を基準期間として計算するが、非事業所得は基準年度（暦年）内に発生したものを申告することになっている。しかし、実務では、事業所得同様、会社の決算期間（基準期間）内に生じた額を申告することも認められている。

貸倒引当金と貸倒損失

マレーシア税法上、引当金の繰入額の損金算入を認めておらず、実際の貸倒れの発生など、損失が確定した時点で損金として所得から控除される。

交際費

原則、事業に関連するその他の交際費は50%の損金算入が可能である。交際費には、飲食、レクリエーション、その他の接待、これらを行うための旅費や宿泊費が含まれる。

例外として、下記に示すものなどについては、所得税法第39条（1）によって全額損金算入が可能である。

- 1) 福利厚生的な意味で従業員に支給されるもの
- 2) 輸出振興のための海外展示会用贈答品および会社のロゴ入り贈答品
- 3) 新製品の市場開拓のためのサンプル試供品
- 4) ビジネス促進のため、一般公開で行われる文化的イベントおよびスポーツイベント費用
- 5) 完全に、販売に関連した交際費。ただし、範囲は限定的

交際費の損金算入のためには適切な証憑の整備が厳格に要求されるので、注意を要する。

為替差損益

外貨建債権債務から生じる為替差損益の損金や益金算入への可否は、2つの基準により判定される。1つは当該差損益の実現・未実現、もう1つは当該差損益が損益取引から発生したものか、資本取引から発生したものかによる判定である。

原則として、資本取引に関連して発生した為替差損益は、課税所得を構成しない一方、損益取引に関連して発生した為替差損益のうち、実現しているものは課税所得を構成する。一般的には、貸付金・借入金に関連して発生した為替差損益は資本取引として、損金・益金に算入されないが、営業債権に係る為替差損益は損益取引に該当し、損金・益金に算入されると考えられるが、その性質は個別に判断する必要がある。なお、換算レートは、原則的に会計基準に準拠するとされている。

	実現	未実現
損益取引	課税	非課税
資本取引	非課税	非課税

なお、会計上の機能通貨がリングgit以外（例えば米ドル）の会社について、機能通貨以外での取引、すなわちリングgitの取引は、外貨建取引として取り扱われる。また、法定財務諸表作成のため、表示通貨（リングgit）への換算替えにより生じる為替換算差額は税務上の課税所得を構成しない。

指定寄付金

原則として、寄付金は損金への算入が認められない。したがって、すべての寄付金は、調整所得計算の過程で加算処理される。ただし、公益事業法人等、特に政府により指定された機関への寄付金については、合計所得の10%を限度として損金算入が認められる。なお、控除しきれなかった額の翌期以降の繰越は認められない。

創立費および開業費

会社設立費用および営業を開始するまでの期間の経費は、原則として損金算入が認められない。

専門家報酬

監査報酬、記帳代行費用については損金算入が認められる。また、会社秘書役および税務申告にかかる報酬については、合計で15,000リンギットを上限に損金算入が認められる（ただし、非居住法人である支店は損金算入不可）。また、証券取引所や中央銀行へのESGレポート、税務当局へのTCGFレポート、移転価格文書作成にかかる費用などは、ESG関連費用として50,000リンギットまでの損金算入が特別に認められている（賦課年度2024～2027）。

支払利息

支払利息については、当該借入金が事業目的として利益の創出に使用された、または利益の創出のために使用、保持された資産に投下された場合に、損金算入が認められる。よって、当該借入が投資（株式購入、定期預金等）または貸付のために使用された場合には、支払利息について損金への算入が認められない（Interest restriction）。また、投資および貸付に使用された金額が当該借入金の金額よりも少ない場合には、支払利息の一部について損金への算入が認められないことになるが、Public Ruling2/2011 INTEREST EXPENSE AND INTEREST RESTRICTIONに、具体的な計算式にかかるガイドラインが規定されている。

Earning Stripping Rules（過大支払利子税制）

過小資本税制に代わる税制として、2019年7月1日以降開始する賦課年度より、Earning Stripping Rules（ESR）が導入された。

適用対象	関連者間のクロスボーダーの財務支援取引にかかる支払利息等 （1賦課年度における当該金額の総額が50万リンギットを超える企業が対象）
損金算入限度額	税務上のEBITDA（減価償却費、支払利息、税金等控除前の利益）の20%
対象外の業種	銀行、投資銀行、保険会社、建設業 等
損金算入限度超過額の取扱い	特定の年度において損金算入限度額を超過した支払利息は、株主同一要件を満たす限り翌年度以降に繰り越しが可能
その他	税務上のEBITDAがマイナスとなる場合は、損金算入限度額はゼロとみなされ、ESRの対象となる支払利息は全額損金不算入

3-8 キャピタル・ゲイン課税

課税対象

2024年の法改正により、動産・不動産の処分から生じるキャピタル・ゲインも課税対象に含まれることとなった。しかしながら、国内源泉のキャピタル・ゲイン課税については限定的であり、マレーシア非上場株式および有形資産総額の75%以上がマレーシア不動産である海外子会社等の株式を、法人（企業、LLP、信託団体、協同組合）が処分した場合についてのみキャピタル・ゲイン課税の対象となる。なお、処分とは当事者間の合意もしくは法律によるか否かを問わず、売却、譲渡、移転、割当、決済を意味し、減資や自己株式の取得による場合も含まれる。

また、国外源泉のキャピタル・ゲインについては、その収入をマレーシア国内に持ち込んだ場合に課税対象となるが、個人については国外源泉所得課税の移行措置により2036年12月31日まで原則として免税されるため、現時点では法人のみが課税対象となっている。

課税所得の計算

課税所得は取引ごとに計算され、処分価額から取得価額を控除することで算出される。なお、取得価額に加え、取得後に要した維持費用や、専門家報酬、仲介手数料、印紙税を含む諸経費などの付随費用も控除可能である。キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインと相殺可能であり、相殺しきれない場合は10年間繰り越すことができる。

税率

国内源泉のキャピタル・ゲインについては課税所得の10%が適用される。なお、2024年1月1日より前に取得した資産を処分する場合は、特例として処分価額の2%の課税を選択することもできる。国外源泉のキャピタル・ゲインについては通常と同じ税率での課税となる。

申告および納付

国内源泉のキャピタル・ゲインについて、処分者は資産の処分日から60日以内に申告および納付をしなければならない。資産の処分日とは、契約書日もしくは処分完了日（所有権移転の完了もしくは対価受領の完了のいずれか早い日）を指す。国外源泉のキャピタル・ゲインについては、送金された賦課年度にかかる確定申告書に含めて申告する必要があると考えられる。

不動産利得税（RPGT）との関係

キャピタル・ゲイン課税の導入に伴い、RPGTにおける不動産主体会社（RPC）に関する規定は、キャピタル・ゲインの課税対象である法人には適用されなくなった。

免税措置

1. 国外源泉のキャピタル・ゲインに対する免税

法人が国外源泉のキャピタル・ゲイン（知的財産を除く）の収入をマレーシア国内に持ち込んだ場合、以下の要件を満たすことにより2024年1月1日から2026年12月31日まで免税となる。

- 1) マレーシアにおいて事業を行うに必要な能力を有した適切な人数の従業員を雇用している、かつ
- 2) マレーシアにおいて事業を行うに適切な事業経費を支出している

2. グループ内再編に対する免税

グループ内再編に伴いマレーシア非上場株式を処分する場合、以下の要件を満たすことにより2024年3月1日から2028年12月31日まで免税となる。

- 1) 取得企業がマレーシア法人である
- 2) 処分企業、取得企業の事業効率性が向上する
- 3) 対価のすべてが取得企業の株式、または対価の75%以上が取得企業の株式であり、残額が現金である、かつ
- 4) IRBが定めるガイドラインの規定を順守し、処分日から3年後にIRBへ文書で申請する

3. 新規株式公開（IPO）に対する免税

IPOのための事業再構築にかかる株式処分について、以下の要件を満たすことにより2024年3月1日から2028年12月31日まで免税となる。

- 1) 処分日から1年以内に証券委員会等へ申請し、2028年12月31にまでに認可を得る、かつ
- 2) IPOの承認日から1年以内に、IRBへ文書で申請する

3-9 グループ会社間の損益通算制度

賦課年度2006以降、下記の条件を満たす場合には、業種を問わず、マレーシアで設立されたグループ会社間において、赤字グループ会社の単年度の税務上の損失のうち、70%を限度として、グループの他の黒字会社の合計所得から控除することが認められる。なお、賦課年度2019より、グループ会社間の損益通算制度は、事業開始後の連続する3課税年度までしか適用できなくなった。

- 1) 普通株式による資本金がともに250万リンギット以上であること
- 2) 税務上の損失計上会社および黒字会社において事業年度が同一であること
- 3) 直接保有または間接保有により、税務上の損失計上会社と黒字会社において70%以上の株式保有関係があること
- 4) 所得控除を実施する事業年度およびその前事業年度を通じて、70%以上の株式保有関係が継続して存在すること

3-10 源泉税

非居住法人が、サービスを提供して所得を得た場合、当該所得はマレーシア国内源泉所得とみなされ、課税の対象となる。多くの場合、それらの所得への課税は、マレーシア国内の会社が海外の会社にサービスの対価を支払う際に、その支払額から源泉して徴収される源泉税により行われる。

マレーシア所得税法においては、源泉税の対象となる所得は、主として以下に記載する4つの条文で規定されており、支払を行う居住法人が源泉徴収を怠った場合には、罰則として、その居住法人は当該費用を損金として所得から控除することができなくなるとともに、源泉税額の10%のペナルティが課せられる。

さらに、2011年以降、源泉徴収額とペナルティの納付が、対価の支払を行った賦課年度の法人税申告納付期限より遅れた場合、納付によって損金算入は認められるものの、損金算入を否認された場合の法人税額との差額（過少申告分）について、誤った申告を行ったことに対するペナルティも課せられる。

107A条 非居住者との工事・サービス契約

当源泉税の対象となるのは、マレーシア国内の工事等のプロジェクトで、マレーシア国内で提供されるサービスの対価であるが、他の源泉税と性格が異なる。他の源泉税が被課税者である非居住者の最終的な税金であるのに対し、この107A条の源泉税は、税金の前払いとして暫定的に徴収されるものであり、最終税額ではない。この相違は、この107A条の源泉税が、マレーシア国内に恒久的施設を有している非居住者にのみ課税されることに起因する。

外国会社によるマレーシア国内での建設や工事が恒久的施設の代表的なものであり、その場合の課税の方法としてこの107A条が設定されている。外国法人が、国内に恒久的施設を有する場合には、内国法人と同様に税務申告および納付する義務を有する。しかし、相手が外国法人であるため、申告しないままになってしまう危険性がある。徴税を確実にすることを目的として、工事の発注者が代金の支払を行う段階で一定の額を徴収しておこうというものである。

税率は13%、うち10%は、当該外国法人が支払うべき法人所得税の前払いとして、また、残り3%は、当該工事等に従事するため派遣される外国人の個人所得税の前払いとして徴収される。

109条 支払利息およびロイヤルティ

外国法人がマレーシア国内の居住法人に金銭を貸与し、利息を受け取る場合、当該利息はマレーシア国内源泉所得として源泉税の課税対象となる。マレーシア税法においては税率を15%と規定している。一方、技術上の特許や意匠、商標、ソフトウェアなどの使用の対価として、外国法人に支払うロイヤルティには、マレーシア税法により10%の源泉税が課される。

これらの税率については二国間の租税条約で軽減されている場合もある。利息およびロイヤルティに関しては、日本とマレーシアの間で締結された租税条約において10%の税率が規定されている。

109B条 資産および権利の使用等に係るサービス料

支払利息やロイヤルティ以外の国内源泉所得として、109B条では源泉税の課税対象となるサービスの提供と動産のレンタル料が列挙されている。この源泉徴収の税率は10%で、確定税額である。

- 1) 資産および権利の使用に関連して提供されたサービスまたは機械設備の据付・使用に関連して提供されたサービスの対価
- 2) 学術的、産業的、商業的事業における経営管理に関して提供された指導、援助、サービスの対価
- 3) 動産の賃貸借契約に基づくレンタル料

上記1) および2) にかかる源泉税は、マレーシア国内で提供されたサービスのみが対象となる。また、サービス料だけでなく、付随して発生する出張者の交通費等の経費（ホテル代は除く）も当該源泉税の対象となる。

109F条 マレーシア源泉所得とされる所得税法4条（f）に規定されている、非居住者へのその他の所得の支払

所得税法4条（f）に規定されている、マレーシア源泉所得とされる、非居住者へのその他の所得とは、同法4条（a）から4条（e）の規定に該当しない利得および利益[※]であり、以下の条件に合致する取引が対象となる。

- 1) 資本的取引ではなく損益取引であること
- 2) 受領者にとって、事業活動の過程で受領したものではなく、臨時の雑収入のようなものであること
- 3) 取引が独立したものであること
- 4) 反復した受領がないこと

※ 4条（a）は事業所得、4条（b）は雇用所得、4条（c）は利子・配当等、4条（d）は賃貸料・ロイヤルティ、4条（e）は年金・恩給・その他の定期的な受取額、が該当している。

IRBが示した所得税法4条（f）の具体例としては、手数料（コミッション）、保証料（例えば国外親会社に対する債務保証料）および紹介料がある。ただし、IRBが例示したもの（コミッション、保証料、紹介料）には、所得税法セクション4（a）に該当するべきものも含まれているので、その解釈については留意が必要である。

また、以下の場合、マレーシア国内で稼得した所得とみなされる。

- 1) 利得または利益の支払義務が連邦政府、州政府または地方政府にある場合 または
- 2) 利得または利益の支払義務がマレーシア居住者にある場合
- 3) そのような支払が、マレーシアで事業を営む者の帳簿上費用として取り扱われる場合

3-11 外国税額控除

外国税額控除とは、マレーシアの法人が、国外で生じた所得（国外源泉所得）について外国の課税を受ける場合に、マレーシアおよびその外国の双方で二重に所得税が課税されることを調整するために、マレーシア法人所得税から、当該外国で支払った外国所得税の一定額を控除する制度である。

これまで、マレーシア所得税法は国外源泉所得を免税所得としていたため、外国で支払った外国所得税（源泉所得税等）がある場合であっても、マレーシアの納税主体に二重課税が生じることはなく、外国税額控除は適用されない場合が多かった。しかし、2022年から国外源泉所得も課税対象となったため、外国税額控除を受ける場合は当該国での所得、税額などの情報を収集する必要がある。

3-12 e-Invoice 制度

マレーシアでは2024年8月より一部の企業を対象としたe-Invoice制度の導入を開始しており、2025年7月にはすべての法人、個人を対象とした全面適用を計画している。マレーシア政府は、継続的取引管理（Continuous Transaction Control）モデルを指向しており、サプライヤーはバイヤーにインボイスを発行する前にバイヤーの名称、税務番号、メールアドレス、日付、金額などのデータを、指定フォーマット（XML、JSON）を使用してIRBに送信し、IRBがそのデータをリアルタイムで検証するという仕組みの導入が進められている。

e-Invoiceは収入の証明として利用されるほか、費用の証明としても利用される。そのため、e-Invoiceに基づかない費用は損金算入が否認される可能性があるため、注意が必要である。

1. 適用タイミングおよび適用義務者

- 1) 2024年8月1日：2022年の年間売上高が1億リンギット以上の納税者
- 2) 2025年1月1日：2022年の年間売上高が2,500万リンギット以上の納税者
- 3) 2025年7月1日：すべての納税者ただし、中央政府、地方政府、領事館等は除く

なお、各フェーズの開始日から6か月間は特例措置期間とされており、当該期間中は月単位でのConsolidated e-Invoice（「4.例外的な取扱い」を参照）での対応が容認され、この対応を図っている限り罰則の適用はない。特例措置を適用せず、原則とおり適用した会社に対しては、ICT機器およびコンピュータソフトウェアパッケージ等のCapital Allowanceの期間を3年から2年に短縮できるインセンティブが与えられる。

2. 対象となる取引

B2B、B2G、B2Cなど、原則としてマレーシアで行われるすべての商行為が対象となるが、給与等、年金、特定の配当、寄付、奨学金等は適用対象外とされる。また、国内取引に加え、海外取引も対象とされる。なお、インボイスのほか、Debit Note、Credit Note、Refundも、e-Invoiceの仕組みを利用しなければならない。

3. e-Invoiceの仕組み

- 1) サプライヤーからIRBへ請求書データの送信
- 2) IRBによる検証、固有識別番号・検証日時・リンク先の付与、またはエラーメッセージの返信
- 3) IRBからサプライヤーとバイヤーへ、検証済み通知の発信
（サプライヤー／バイヤーは検証後72時間以内であれば、e-Invoiceをキャンセル／却下することができる。それ以外の場合、e-Invoiceは自動的に受理されたものとみなされる）
- 4) サプライヤーとバイヤー間で、IRBから付与されたQRコードを付した請求書を共有、支払

なお、請求書データはIRBのデータベースに格納され、サプライヤー／バイヤーは当該データへアクセスすることができる。

4. 例外的な取扱い

1) Self-billed e-Invoice

e-Invoiceはサプライヤーによる発行が原則であるが、物品・サービスの輸入、エージェントへの支払などは、バイヤー側がe-Invoiceを発行しなければならない。

2) Consolidated e-Invoice

小売業など、e-Invoiceを必要としないバイヤーとの取引が多い業種については、取引を集約し、月次でConsolidated e-Invoiceとして発行することが認められる。

3) 従業員手当および従業員立て替え経費の精算

個人が支払った費用を会社へ手当として支給する場合や、個人が会社の経費を立て替え払いする場合、個人宛のe-Invoiceも会社の費用の証明として利用することが認められる。

なお、IRBは特定の業種・取引に関するガイドラインを順次公表している。

3-13 マレーシアにおけるBEPS2.0グローバル・ミニмум課税制度

国際課税制度の見直しに係る国際合意に従い、マレーシアでは2025年1月1日以降に開始する事業年度から、グローバル・ミニмум課税制度が導入される。グローバル・ミニмум課税とは、軽課税国に所在する海外子会社等に係る所得について、国別実効税率と合意された基準税率である15%との差分を、親会社国で課税するルールである。

適用対象

企業グループに属する会社等の所在地国が2以上ある多国籍企業グループにおいて、直前4事業年度のうち2以上の事業年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額（約1,000億円）以上の企業グループが対象となる。

実効税率（Effective Tax Rate ; ETR）の計算

実効税率は国ごとに計算される。

国別ETR	=	調整後対象税金	=	1) 財務会計上の当期税金費用
		純GloBE所得		2) +/- 繰延税金費用の調整
				3) +/- 除外所得にかかる税額など
				1) 財務会計上の純利益・損失
				2) +/- 税金費用の調整
				3) +/- 配当、再評価、年金費用など

トップアップ税額の計算

実効税率が15%を下回る場合、15%までトップアップ税が課税される。なお、トップアップ税額の計算にあたり、課税の基礎となる超過所得には、純Globe所得から給与および有形固定資産にかかる下記①、②の金額をカーブアウトした実質ベースの所得（Substance-based Income Exclusion ; SBIE）を用いる。

- 1) 給与費用等の5%
（経過措置として2025年は9.6%が適用され、2033年まで逡減）
- 2) 有形固定資産の帳簿価額の5%
（2025年は7.6%が適用され、2033年まで逡減）

納税義務者

- 1) マレーシアに所在する多国籍企業グループの構成会社に対して、上記のトップアップ税が課せられる（Domestic Top-up Tax）
- 2) マレーシアに所在する多国籍企業グループの最終親会社に対して、国別に計算されたトップアップ税額から当該国で課せられた国内トップアップ税額を控除した金額の合計が課税される（Multinational Top-up Tax）

申告・納付

多国籍企業グループの各構成会社は、事業年度終了の日から15か月以内にトップアップ税申告書（Top-up Tax Return）を提出し、税額を納付しなければならない。

また、各構成会社もしくは構成会社が指名した会社は、税務ID、グループ資本構成、実効税率やトップアップ税の計算根拠等を記載した情報申告書（Information Return）を、事業年度終了の日から15か月以内に提出しなければならない。ただし、最終親会社が当該国で提出している場合は、この限りでない。

罰則

情報申告書を期日までに提出しなかった場合、または誤った情報申告書を提出した場合、2万リンギット以上10万リンギット以下の罰金、または6か月以下の禁固、もしくはその両方が科せられる。

トップアップ税申告書を期日までに提出しなかった場合、2万リンギット以上10万リンギット以下の罰金、または6か月以下の禁固、あるいはその両方が科せられる。なお、不起訴の場合、税額の3倍に相当するペナルティが科せられる。

また、誤ったトップアップ税申告書を提出した場合、2万リンギット以上10万リンギット以下の罰金、および過少税額の2倍に相当するペナルティが科せられる。なお、不起訴の場合、過少税額の1倍に相当するペナルティが科せられる。

期日までにはトップアップ税額を納付しなかった場合、未払税額に対して10%のペナルティが科せられる。

適用免除規定（デミニマス除外規定）

国別の当期および直前2事業年度の平均収入金額が1,000万ユーロ未満、かつ平均Globe所得が100万ユーロ未満の場合、当該国におけるトップアップ税額はゼロとみなされる。

移行期における適格国別報告事項セーフハーバー（2026年12月31日以前に開始する事業年度）

以下のいずれかの条件を満たす場合、当該国におけるトップアップ税額はゼロとみなされる。ただし、ある年度においてセーフハーバーが適用できなくなった場合、それ以降の年度においてもセーフハーバーが適用できなくなる点に注意が必要である。

- 1) デミニマス要件：国別報告書における収入金額が1,000万ユーロ未満、かつ税引前利益が100万ユーロ未満の場合
- 2) 簡素な実効税率要件：簡素な実効税率（法人税の額等に一定の調整を加えた金額÷税引前利益）が、移行期税率以上である場合
（移行期税率）

事業年度	税率
2023 or 2024 開始	15%
2025 開始	16%
2026 開始	17%

- 3) 通常利益要件：実質ベースの所得除外額が、税引前利益以上である場合

これまで、マレーシア所得税法は国外源泉所得を免税所得としていたため、外国で支払った外国所得税（源泉所得税等）がある場合であっても、マレーシアの納税主体に二重課税が生じることはなく、外国税額控除は適用されない場合が多かった。しかし、2022年から国外源泉所得も課税対象となったため、外国税額控除を受ける場合は当該国での所得、税額などの情報を収集する必要がある。

4 税務上の優遇措置

マレーシアでは製造業、農業、ホテル業および観光業、研究開発事業、ヘルスケア事業、その他の事業などにおいて、マレーシア政府により、「促進製品」および「促進事業」とされた製品および事業に対して税務上の優遇措置が準備されている。これらの税務上の優遇措置は1986年投資促進法（Promotion of Investment Act）および1967年所得税法において規定され、その多くは、法人所得からの所得控除という形をとっている。優遇措置の適用を受けるためには、一定の条件を満たす必要があり、かつ、基本的に適用前に事前承認を要する。

4-1 税務上の主要な優遇措置

1. バイオニアステータス

バイオニアステータスとは、投資促進法で規定され、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業に対して付与されるものであり、「奨励活動」または「奨励品目」にかかる事業について、原則として事業開始から5年間に於いて法定所得の70%が免税となる優遇措置である。バイオニアステータス期間中に生じた繰越損失については、バイオニアステータス期間の終了から7年間繰越が可能である。

2. 投資税額控除（ITA : Investment Tax Allowance）

投資税額控除は、投資促進法で規定され、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業に対して付与されるものであり、原則として5年間の適格資本的支出金額の60%が法定所得の70%を限度に控除できるという恩典である。所得から控除しきれなかった金額は全額が控除されるまで繰り越し可能である。

なお、バイオニアステータスとITAは、同時に申請不可であるため、いずれかを選択する必要がある。

バイオニアステータスは、一定期間の法定所得に対する法人税が免税されるため、事業開始当初から利益が見込める企業にとって有利であり、一方、投資控除は投下資本額に対する一定割合の法人税が免税されるため、投資規模が大きい、または事業開始当初は利益が見込めない企業にとって有利である。

4-2 特定の産業、事業領域等にかかるその他の主要な優遇措置

上記のパイオニアステータス、投資税額控除以外にも、マレーシアは特定の産業・事業・地域ごとにさまざまな優遇措置を用意している。以下にそのうちのいくつかを例示するが、これら以外にもさまざまな優遇措置があるため、投資を検討する際には事前にMIDA等に問い合わせることが肝要である。

1. 製造業向け優遇措置

1) 再投資控除（RA : Reinvestment Allowance）

1967年所得税法においてマレーシアの会社は生産活動に用いられる機械装置、工場への適格資本的支出のうち、一定の条件[※]を満たすものについては、原則として当該資本的支出の金額の60%について、法定所得の70%を限度として、再投資控除の適用を受けることが認められている。

再投資控除の適用を受けるためには、資本的支出が生産能力の増大、または、コスト削減のための生産設備の近代化・自動化、または、製品の多様化を目的としていること、および会社がすでに36か月以上操業していることが必要となる。なお、パイオニアステータスまたは投資税額控除の適用を受けている会社については、当該適用期間中、同時に再投資控除の適用を受けることはできない。

再投資控除は、最初の資本的支出がなされた年度から15年以内（RA期間）に実施された資本的支出に対して認められており、パイオニアステータスやITAと異なり、政府機関からの事前承認の取得は不要である。なお、賦課年度2019より、未使用の再投資控除の使用期間が、RA期間終了後の7年間に制限されることとなった。

また、再投資控除の期限がすでに到来している企業に対しては、賦課年度2024まで同じ内容の特別再投資控除が認められている。

※注：“製造（Manufacturing）”活動については、所得税法別表7Aにて具体的かつ明確に定義が定められており、単純な工程（Processing）については含まれないとされている（例示：梱包、取り付け、ミキシング、単純な組み立て等）。

2) 再投資にかかる投資税額控除（ITA）

RA期間を終了した企業が、New Industrial Master Plan2030における高付加価値活動への再投資を行う場合、Tier1（適格資本的支出の100%につき、法定所得の100%を限度に控除可能）もしくはTier2（適格資本的支出の60%につき、法定所得の70%を限度に控除可能）の投資税額控除が成果基準に基づいて認められる。このインセンティブは、2024年1月1日から2028年12月31日までにMIDAに受領された申請が対象となる。

2. グリーンテクノロジー

グリーンテクノロジーに関連する以下の活動に関して、投資税額控除（ITA）ないしは法人税免除の優遇措置が認められている。

1) ビジネス目的のプロジェクトにかかるITA（GITA project）

適格活動	適格資本的支出	所得との相殺率	期間
グリーン水素	100%	100% / 70%	5+5 年
統合廃棄物管理 電気自動車充電ステーション	100%	100%	5年間
バイオマス、バイオガス 小型水力発電、地熱発電 ソーラー、風力発電	100%	70%	5年間

2) 自己利用資産にかかるITA（GITA Asset）

適格活動	適格資本的支出	所得との相殺率	期間
蓄電池システム グリーンビルディングなど	100%	70%	2024年1月1 日から2026年 12月31日まで
再生可能エネルギーシステム エネルギー効率化など	60%	70%	

3) ソーラーパネルのリースにかかる免税（GITE）

出力	法定所得の免税	期間
3 MWから10MW以下	70%	5年間
10MWから30MW以下		10年間

上記のインセンティブは、2026年12月31日までにMIDAに受領された申請、または Malaysian Green Technology and Climate Change Corporationが承認した投資が対象となる。

3. Global Service Hub

グローバル統轄拠点としてのマレーシアの地位を強化するべく、マレーシアにおいて地域をまたぐ戦略立案、コーポレート、金融、シェアードサービスといった機能を有する会社に対して、成果基準に基づき以下のインセンティブを付与することが検討されている。

	新設会社		既存会社	
	Tier 1	Tier 2	Tier 1	Tier 2
インセンティブ期間（年）	5 + 5		5	
軽減税率	5%	10%	5% （付加価値所得に対して）	10% （付加価値所得に対して）
キーポジションの非居住者	3年間、個人所得税15%			

上記のインセンティブは、2027年12月31日までにMIDAに受領された申請が対象となる。

4. ジョホール・シンガポール経済特別区（JS-SEZ）

マレーシアとシンガポールは、投資促進と経済協力を目的に、マレーシアのジョホール州に経済特別区を設立することで合意した。2025年1月時点で公表されているインセンティブパッケージの概要は以下のとおり。MIDAへの申請（2034年12月31日まで）に関するガイドラインは近日中に公開される予定である。

プロジェクト	税制優遇措置	エリア
A. 製造業 i. AIおよび量子コンピュータ ii. 医療機器 iii. 医薬品 iv. 航空宇宙	1. 新設会社 • 5億リンギット以上の新規投資を行った企業に10年間、10億リンギット以上の新規投資を行った企業に15年間、5%の優遇税率適用 2. 既存会社 • 海外設備の移転による5億リンギット以上の新規投資について、5年間の投資額100%に対する投資税額控除	• Kulai – Sedenak • Senai - Skudai
B. Global Service Hub	15年間、5%の優遇税率適用	• Johor Bahru Waterfront • Iskandar Puteri

C. 統合観光プロジェクト	5年間の投資額100%に対する投資税額控除	• Desaru - Penawar
D. スマート物流複合施設	5年間の投資額100%に対する投資税額控除	• Tanjung Pelepas
E. 製造-特殊化学品の下流工程	5億リンギット以上の投資を行った企業に対して、最大10年間、5%もしくは10%の優遇税率適用、または投資額の100%もしくは60%に対する投資税額控除	• Tanjung Langsat - Kong-kong
F. その他	a) 2024年12月31日時点で未販売となっている商業用不動産購入に関する譲渡／融資契約書に対する印紙税の40%軽減	• Johor Bahru Waterfront • Iskandar Puteri
	b) 特別イベントへの寄付について、年間100万リンギットを限度とする控除	• Desaru - Penawar
	c) 建物の改修費用に対する取得時償却20%、年次償却40%の加速度CA	• 上記エリア共通
G. Knowledge Worker	10年間、15%の固定所得税率	• 上記エリア共通
H. Pengerang Integrated Pertorium Complex : PIPC (2028年12月31日まで)	1. 製造業者 • 5億リンギット以上の投資を行った企業に対して、最大10年間、5%もしくは10%の優遇税率適用、または投資額の100%もしくは60%に対する投資税額控除 • 印紙税、輸入関税、売上税の免税 2. 開発業者 • 10年間、10%の固定税率 • 印紙税の免税	• PIPC
I-1. 金融サービス	• 最長20年間、5%の優遇税率適用 • 10年間サービスにかかる源泉税免除 など	• Forest City – Pulau Satu
I-2. 物流サービス	• スマート物流に対する5年間の投資税額控除 • Global Service Hubに対する20年間、5%の優遇税率	• Forest City – Mainland

5 個人所得税

5-1 納税者の区分（居住・非居住者）

課税の相違点

居住者には後述する所得控除や税額控除を受け、かつ、所得金額ごとの累進税率が適用されるが、非居住者の所得は所得控除も税額控除も一切適用されず、かつ、一律30%で課税される。

所得税法上の居住者の定義

所得税法上の居住者の意味は所得税法7条（1）において定義が示されている。下記のうちいずれか1つに該当する場合に、所得税法上の居住者となる。

- 1) 当暦年に182日以上滞在した場合。この滞在中、就労していたか否かは関係ない。
- 2) 当暦年の滞在日数は182日未満であるが、前暦年からあるいは翌暦年に連続して182日以上滞在する場合、当暦年において所得税法上の居住者となる。例えば、赴任初年度の暦年には40日しか滞在不いが、翌暦年からは1年を通じてマレーシアにおける勤務が予定されている場合や、日本への帰国が決まって、当年度の滞在日数が40日しかないという場合などを想定している。
- 3) 当暦年で90日以上滞在しており、かつ直前の4暦年中、3暦年において、①居住者である場合、または②90日以上マレーシアに滞在している場合には、当暦年において居住者となる。
- 4) 過去3暦年および直後の暦年においても居住者となる場合、当暦年においても居住者となる。マレーシア人が1年間だけマレーシア国外に出るような場合などを想定している。

5-2 税率

賦課年度2023以降、居住者に適用される累進税率は以下のとおり。

所得金額（リンギット）	税率（%）	税額累計（リンギット）
1 - 5,000	0	0*
5,001 - 20,000	1	0*
20,001 - 35,000	3	200*
35,001 - 50,000	6	1,500
50,001 - 70,000	11	3,700
70,001 - 100,000	19	9,400
100,001 - 250,000	25	46,900
250,001 - 400,000	25	84,400
400,001 - 600,000	26	136,400
600,001 - 1,000,000	28	248,400
1,000,001 - 2,000,000	28	528,400
2,000,000超	30	

*: 35,000リンギット以下の課税所得に係る400リンギットの税額控除後の金額

一方、非居住者に対しては既述のとおり、所得金額に関わらず、一律30%の税率が適用される。

5-3 課税年度

賦課年度（Year of Assessment）と呼ばれる暦年基準で申告および納税が行われる。法人所得税のように基準年度（Year of Basis）という考え方はない。

5-4 申告・納税手続

月次源泉税

給与・手当等に関する源泉税は、毎月の支払時に雇用者が源泉徴収し、マレーシア歳入庁（IRB）へ翌月15日までに納付する（Monthly Tax Deduction: MTD）。

確定申告

翌暦年の4月30日までに申告書をIRBへ提出すると同時に、確定税額と月次源泉税の累積納付額との差額を納付する。なお、賦課年度2023から電子申告が必須となっており、電子申告の場合は通常15日間の申告・納付期限延長が認められる。

また、2009年12月31日に終了する賦課年度以降より、自己申告納税制度が実施され、すべての雇用主は、その従業員の給与所得の申告書（フォームE）を翌年3月31日までにIRBへ提出しなければならない。また、雇用主はその従業員に対してその給与所得証明書（フォームEA）を翌年2月末日までに作成して提供しなければならない。

なお、下記の条件をすべて満たし、月次の源泉徴収の累計額が最終税額と等しくなる場合、確定申告書の提出が不要となる。

- 給与所得のみを受領している
- 当該所得について、適切に源泉徴収が実施されている
- 暦年12ヵ月の間、同じ雇用者に従事している
- 所得税が会社負担ではない
- 所得の夫婦合算を行っていない

5-5 課税対象となる所得

給与所得

マレーシア源泉所得とみなされる給与所得は、以下のとおり。（所得税法13条2項）

- 1) マレーシア国内で就労している限り、雇用者が海外法人であっても、また、給与が海外で支給された場合であっても、マレーシア源泉所得とみなされる。
- 2) マレーシアでの業務と関連する海外出張は、国内の就労とみなされる。
- 3) マレーシア国外で就労している場合であっても、それが国内の業務と関連不可分のものである場合は、国内の就労とみなされる。
- 4) マレーシア法人の取締役として受ける報酬は、本人が国内に居住しているか否かを問わず、すべてマレーシア源泉所得である。
- 5) マレーシア居住者（法人）により運営される船舶、航空、運輸業において実施される就労はすべて国内での就労とみなされる。

※ 各種手当…旅費手当、出張手当等は課税対象。ただし、経費の実費精算であれば非課税。

臨時収入

臨時収入の中で課税対象となる項目のうち代表的なもの

- 1) 会社が負担する個人所得税
- 2) 各種クラブ会員権の年会費等
従業員個人名義の年会費等を会社が負担する場合、入会金および月／年会費とも課税対象となる（会社名義の場合は、現物支給となる）。
- 3) 会社が負担する子弟の教育費
会社が従業員の子弟の教育費を負担した場合、その全額が課税対象となる。
- 4) 旅行手当
会社が負担する旅行費用は基本的には課税対象となる。ただし、年1回海外帰省費のうち3,000リンギットまでの会社負担額、国内帰郷手当では、年3回までの本人および家族の食事および宿泊費を含む旅行費用は免税となる（超過分は課税対象となることに留意）。
- 5) 保険料
従業員の家族または代理人が保険金の受取人となっている、会社が負担する保険料は臨時収入となる。なお、事故の場合に労働者を保護するグループ保険、SOCISOの代替として外国人労働者に対して支払わなければならない保険料、出張で従業員に掛ける従業員海外旅行保険で会社が負担する保険料は、臨時収入とはならない。

現物給与

現物給与のなかで、課税対象となる項目のうち代表的なもの

- 1) 住居の提供
 - ① アパート
（家具を除く）住居の賃借料実額または総所得金額の30%のいずれか小さい額
 - ② ホテル
総所得金額の3%
- 2) 家具
 - 居間、台所、寝室に基本的な家具が備えられている場合には、1ヵ月当たり70リンギット
 - エアコン、カーペット、カーテンのうち1つ以上が備えられている場合には、1ヵ月当たり140リンギット
 - 台所用具などすべての家具が完備されている場合には、1ヵ月当たり280リンギット

3) 自動車および関連経費の支給

所得への加算額／年間

(単位：リンギット)

車両価額	自動車	燃料費
50,000 以下	1,200	600
50,001 ～ 75,000	2,400	900
75,001 ～ 100,000	3,600	1,200
100,001 ～ 150,000	5,000	1,500
150,001 ～ 200,000	7,000	1,800
200,001 ～ 250,000	9,000	2,100
250,001 ～ 350,000	15,000	2,400
350,001 ～ 500,000	21,250	2,700

注1：自動車とその燃料費を会社が提供および負担している場合、職務利用における給油カードまたは給油手当または出張手当または有料道路カードの支給については、年間6,000リンギットを上限として課税対象とならない。ただし、自宅と職場間の通勤のための燃料費と職務利用のための燃料費を明確に区別できない場合は、通勤と職務利用の燃料費については、年間6,000リンギットを上限となることに留意が必要である。

注2：①職務利用による給油カード／給油手当／通勤手当の支給について年間6,000リンギットを超える部分の支給額の合計金額と、②上記の現物支給額に係る自動車および関連経費の一覧表から規定される燃料費の現物支給額、のいずれか少ない方を加算すべき所得と判断するのが実務的な対応である。

4) 各種クラブ会員権の年会費等

会社名義の場合（年会費等を会社が負担する場合）は、月／年会費は現物給与として加算（入会金は課税対象とならない）

配当所得

配当所得については、賦課年度2025より年間100,000リンギット以上の配当を受領する個人株主（居住者、非居住者を問わない）に対して、2%の配当課税が課せられることとなった。ただし、国外からの配当、パイオニアステータス／再投資控除適用会社からの配当、EPF／ユニットトラストからの分配等については非課税とされる。

国外源泉所得

マレーシアで受領した国外源泉所得については、当該国で既に課税されていること等を条件に、2036年12月31日まで非課税とされている。

5-6 所得控除

居住者にはさまざまな所得控除が認められており、主な項目は以下のとおりである。

	控除額（単位：リンギット）
1) 基礎控除	
▪ 通常の場合	9,000
▪ 身障者の場合	16,000
2) 配偶者控除	
▪ 通常の場合	4,000
▪ 身障者の場合	10,000
3) 扶養控除	
▪ 18歳未満子息1人につき	2,000
▪ 身体障害児の場合	8,000
▪ 18歳以上の大学生1人につき	8,000
4) 両親・祖父母のための医療費	最高 8,000
5) 重病、不妊治療に対する医療費 ^{※1}	最高 10,000
6) 身体障害者補助器具購入費	最高 6,000
7) 生命保険料	最高 3,000
8) EPF拠出金等	最高 4,000
9) 私的退職年金（PRS）スキームへの拠出金	最高 3,000
10) 国家教育貯蓄スキーム（SSPN）への拠出金	最高 8,000
11) 教育・医療保険料	最高 4,000
12) 技術職業訓練教育研修費	最高 7,000
13) 認定保育施設等の支出	最高 3,000
14) ライフスタイル ^{※2}	最高 2,500
15) スポーツ用品、スポーツ施設使用料等	最高 1,000
16) EV充電設備設置費用	最高 2,500
17) SOCSO	最高 350

※1 限度額10,000リンギットのうち、1,000リンギットを限度として、健康診断費用（インフルエンザ検査キット、セルフ医療機器の購入、検査料金を含む）、予防接種費用も控除可能。また、6,000リンギットを上限として、学習障害の診断、リハビリ等も控除可能。

※2 書籍・電子新聞購入費、PC・スマートフォン・タブレット端末の購入費、インターネット使用料などが対象。

5-7 税額控除

個人所得税額は「総所得金額－各種所得控除金額＝課税所得金額」に税率を乗じて算出される。さらに個人所得税額から控除できる項目があり、割戻控除（Tax Rebate）と呼ぶ税額控除が与えられている。以下の項目が認められている。

- 1) 低所得納税者（課税所得が35,000リンギット以下の個人）：400リンギット
- 2) 特定の宗教上の寄付金：実額

5-8 預金利子の非課税

2008年8月30日以降、個人が受け取ったすべての金融機関からの預金利息は全額免税となっている。

5-9 非居住者に対する免税

マレーシア所得税法では、通算の就労日数が60日以下の場合、その間の就労による給与所得への課税は免除される。

また、相手国によっては、マレーシアとの間の租税条約により、免税に関して規定されている場合がある。日本とマレーシアの租税条約（正式名：所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定）によれば、以下の3つの条件をすべて充足している場合に、マレーシアでの課税が免除される。

1. 暦年内において、マレーシアの累計滞在日数が183日を超えないこと
2. 当該滞在者の給与が、日本の居住者またはこれに代わるものから支払われていること
3. 当該滞在者の給与が、その支払者の有するマレーシアの恒久的施設によって負担されていないこと

この租税条約による免税措置を受けるためには、税務当局の承認が必要である。

6 移転価格税制

マレーシアでは所得税法140A条に一般的な関連者間取引に関する規定が置かれているが、2012年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2012、2012年7月に移転価格ガイドラインが公表され、移転価格に関する具体的な法的要請が明らかにされた。また、2013年4月にはTransfer Pricing Audit Frameworkが新設され、移転価格に係る税務調査ガイドラインが整備されるとともに、賦課年度2014年からは法人税申告書において移転価格文書が整備されているか否かについての宣誓欄が設けられている。2016年にはIncome Tax (Country-by-Country Reporting) Rulesが公表され、2017年には移転価格ガイドライン2012の改訂が行われるなど、BEPS行動計画に沿った改正が行われている。また、2019年1月1日より関連者取引における支配関係の定義について、所得税法140A条5A項を新設し、支配の範囲を持株比率20%以上かつ下記のいずれかに該当するケースに拡大された。

- 一方の者の事業活動が、他方の者の所有権、特許権、技術ノウハウ、商標権、著作権などに依存している。
- 一方の者の購買、販売、サービスなどの事業活動が他方の者に指示されており、価格その他の条件が当該他方の者の影響を受けている。
- 1名以上の取締役が他方の者により任命されている。

6-1 Income tax (Transfer Pricing) Rules 2023

Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2023の主な内容は以下のとおりである。従来の移転価格ガイドラインによる規定と重複する項目もあるが、強行法規たるRulesとして定められたという点で注意が必要である。

移転価格文書の同時文書化 (Contemporaneous TP documentation)

関連者取引を行う納税者は、当該取引が生じた課税年度の法人税申告期限までに、移転価格文書を準備しなければならない。また、移転価格文書には次の情報を記載するものとする。

- a) 多国籍企業グループに関する情報（詳細はRulesのSchedule1に記載）
- b) 会社のビジネスに関する情報（詳細はRulesのSchedule2に記載）
- c) 費用分担契約に関する情報と文書（詳細はRulesのSchedule3に記載）
- d) 準備した書類へのインデックス
- e) 移転価格文書の作成が完了した日付
- f) 移転価格の検証において基礎や裏付け、根拠として利用、依拠、参照した文書
- g) 独立企業間価格算定に利用した情報、データ、関連文書など。当該課税年度中の重要なビジネス環境の変更影響を含む

なお、関連者取引において上記に該当する事項がない場合は、該当しない旨（Non-applicability）を明記すること。

移転価格文書の提出期限

移転価格文書は税務申告書とともに提出する義務はないものの、IRBから要請があった場合、納税者は14日以内に移転価格文書を提出しなければならない。

独立企業間価格の算定方法

独立企業間価格の算定にあたっては、価格を決定する時点において合理的に利用可能な、最新の信頼できる情報・データを用いなければならない。また、独立企業間価格の算定方法は、いわゆる基本三法（独立価格比準法：Comparable Uncontrolled Price method、再販売価格基準法：Resale Price method、原価基準法：Cost Plus method）と取引単位利益法（利益分割法：Profit Split method、取引単位営業利益法：Transactional Net Margin Method）、およびIRB長官が定めるその他の方法から、最も適切な方法を選択しなければならない。

比較対象企業の選定

契約条件や機能・資産・リスク、市場環境、経営戦略等を勘案し、経済的な性質が類似する取引、性質に相違があるものの取引価格に重要な影響を与えない取引、取引価格への重要な影響を排除するために合理的かつ正確な調整が可能な取引を行う企業が比較対象となり得る。ベンチマーキングには比較対象企業の同じ課税年度のデータを利用し、複数年の平均値は利用しない。

独立企業間価格レンジの新たな定義

独立企業間価格レンジは、比較対象企業のデータセットにおいて37.5パーセンタイルから62.5パーセンタイルの間の、IRBにとって受け入れ可能な数値幅または数値と定義される。また、中央値（Median）とは、独立企業間価格レンジのmid-pointを指す。

独立企業間価格への調整

関連者取引の価格が、

- a) 独立企業間価格レンジの範囲内である場合、当該価格を独立企業間価格とみなす。
ただし、次に該当する場合、IRBは関連者取引の価格を中央値または独立企業間価格レンジの範囲内で中央値を上回る他のポイントに調整することができる。
 - ✓ データの比較可能性の程度が不十分な場合
 - ✓ 測定、識別、調整できない比較可能性の欠陥がある場合
- b) 独立企業間価格レンジの範囲外である場合、中央値を独立企業間価格とみなす。

なお、独立企業間価格へ調整した場合、IRBはサーチャージを科すことができる。

無形資産のDEMPE分析アプローチ

無形資産についてはその法的所有権にかかわらず、その開発、改良、維持、保護および利用（DEMPE）に関連する機能・資産・リスクを通じて、当該無形資産の価値創造に貢献したものが、それに起因する所得を得る権利がある。

その他の取引、契約

グループ内の役務提供取引にかかる独立企業間価格の決定に際しては、当該サービスが経済的または商業的価値を有する活動であり、対価が正当であることを立証する必要がある。株主としての行為、重複サービス、付随的・受動的サービス、オンコールサービスにかかる費用請求は認められない。また、関連者間での費用分担契約（Cost Contribution Arrangement）、グループ企業間の資金融通活動（Interest on financial assistance）についても、独立企業間価格を考慮する必要がある。

6-2 移転価格ガイドライン

移転価格ガイドラインには、移転価格に関する納税者の責任と移転価格文書の要求事項に関する、より詳細なガイダンスが提示されている。上記のIncome Tax (Transfer Pricing) Rule2023の発効に合わせ、移転価格ガイドラインも改訂されている。移転価格ガイドライン2024の主な内容は以下のとおり。

- 次の場合、移転価格の同時文書化は不要とされる。
 - ✓ 関連者取引の金額が100万リンギット未満、または
 - ✓ 関連者取引が国内取引のみで、両社が以下に該当する場合
 - 税務インセンティブを享受していない
 - 適用される最高税率が同じ
 - 直前の2事業年度において赤字となっていない
- 移転価格文書の作成にあたり、以下の重要性の基準値が設定されている。
 - ✓ 年間の総売上高が3,000万リンギット以上、かつクロスボーダーの関連者取引の合計金額が1,000万リンギット以上、または
 - ✓ 年間の財務的支援の合計金額が5,000万リンギット以上

この基準値を下回る納税者は、全世界グループ構造、組織構造（レポーティングライン、管理者情報等を含む）、関連者取引の内容および関連する移転価格ポリシーのみからなるミニマム移転価格文書の適用が認められる（ただし、恒久的施設についてはこの限りでない）。

- 取引内容に変更ない場合、比較対象企業の選定は3年ごとでよいとされている。ただし、比較対象企業の財務データ更新や適切性の検証は毎年実施する必要がある。

- 比較対象企業の情報について、十分かつ検証可能でなければならないとされている。そのため、ベンチマーキング分析では、マレーシア国内の企業を比較対象として選定することが、実務上要求される。
- 付加価値の低いグループ内サービスの提供に関しては、一定の条件のもとすべてのコストに対して5%のマークアップを適用することが容認されている。

6-3 事前確認制度（Advance Pricing Arrangement, APA）

マレーシアでは、APAの申請はそれほど活発には実施されていなかったが、2012年にIncome Tax（Advance Pricing Arrangement）Rules 2012、APAガイドラインが公表され、当該Rule、ガイドラインにおいて、APAの申請に関する具体的な手続、タイムラインが規定された。Income Tax（Advanced Pricing Arrangement）Rulesは2023年に改訂されており、租税条約を有する国とのAPAは二国間または多国間APAに限るとされたほか、正式申請の期限が事前検討結果の通知から6か月以内に延長された（従来は2か月以内）。なお、APAの対象期間は3年から5年と変更ないが、ロールバックで遡及できる期間は最長3年と明記された。

6-4 国別報告書（Country-by-Country Reporting）

グループ連結売上高30億リンギット以上の多国籍企業グループに属するマレーシア現地法人は、報告企業（Reporting entity）に関する情報を法人税申告書に記載しなければならない。

7 間接税

売上税、サービス税

マレーシアでは2015年4月に売上税・サービス税が廃止され、日本の消費税に相当するGST（Goods and Service Tax、物品およびサービス税）が導入されたが、2018年の政権交代によりGSTは移行期間（ゼロ税率期間）を経た後、2018年8月31日をもって廃止され、9月1日より売上税・サービス税が再導入された。

GSTは仕入税額控除の仕組みを持つ多段階での課税であり、最終的な負担者は最終消費者であったのに対し、売上税は製品の工場出荷や商品の輸入時点、サービス税はサービスの費消時点の一段階で課税されるため、最終消費者への価格に転嫁できなければ企業の負担となる点で大きく異なる。

7-1 売上税

1. 課税の範囲、課税標準、税率

売上税はマレーシア国内で製造される物品、およびマレーシアに輸入される物品が課税対象である。

マレーシア国内で製造される物品については、原則として実際の販売価額が課税標準とされるが、関連者との取引や製造目的以外での使用、処分などの場合はSales Tax（Determination of Sales Value of Taxable Goods）Regulationにおいて別段の定めがなされている。また、輸入物品については関税評価額、関税および物品税の合計額が課税標準とされている。

売上税の税率は10%であるが、政策的配慮から一部の品目については免税措置や5%への軽減措置がとられている。代表例として、免税品としては食料品、鉱物性生產品、一部の機械装置など、軽減税率物品としては加工食品、建築資材、事務機器などが挙げられるが、対象物品は多岐にわたり、かつ頻繁に変更されるため、関税局のホームページより免税物品についてはSales Tax（Goods Exempted from Tax）Order、軽減税率物品についてはSales Tax（Rates of Tax）Orderにアクセスし、最新の動向に留意する必要がある。

2. 課税登録事業者

マレーシア国内で製造される物品が売上税の課税対象とされているが、法令において製造行為とは「手動または自動で有機または無機の原材料を加工し、そのサイズ、形状、組成、性質、品質を変えることにより、新たな製品とすること。部品を組み立て、機械や他の製品の一部とする行為を含むが、建設目的での据付行為は除く。」と定義されている。

上記の定義に該当し、かつ製造された課税物品の販売価値が過去12か月もしくは将来12か月で500,000リンギットを超える製造業者は課税事業者として登録し、顧客からの売上税徴収と関税局への納付義務を負う。逆にいえば、当該条件に該当しなければ、課税物品を製造しても売上税の徴収は不要である。

当該条件に該当した場合、事業者は翌月末までに登録を申請し、申請の翌月初から売上税を徴収しなければならない。

なお、マレーシアに輸入する物品については上記のような登録事業者の制度はなく、課税物品の輸入時に輸入者が関税とともに売上税を納付する義務を負う。ただし、500リンギット以下の少額貨物（Low Value Goods）をオンラインプラットフォームを通じて輸入・販売する事業者は、12か月の販売価値が500,000リンギットを超える場合、課税事業者として登録しなければならない。

3. 課税点と申告・納付

マレーシア国内で製造される物品は販売、（製造目的以外での）使用もしくは処分された時点で課税される。課税登録事業者は関税局から指定された課税期間（原則として2か月ごと）の取引を集計し、翌月末までに申告・納付しなければならない。なお、納付金額がゼロであっても申告が必要である。

4. ペナルティ

未申告もしくは虚偽の申告に対しては、5万リンギット以下の罰金または3年以下の禁固、あるいはその両方が科せられると規定されている。

納付遅延に対しては、納付期限から最初の30日以内の遅延の場合は未納付額の10%、次の30日以内の遅延の場合は15%の追加、次の30日以内の遅延の場合はさらに15%のペナルティが追加される（最大40%）。90日を経過しても未納付の場合は、5万リンギット以下の罰金または3年以下の禁固、あるいはその両方が科せられると規定されている。

税務調査の対象期間は不正や故意のケースを除き6年間であるが、納税者は取引から7年間は取引記録を保持しておく必要がある。

5. 特別な取扱い

1) 売上税支払免除者・免除取引

売上税の支払が免除される者および取引はSales Tax（Persons Exempted from Payment of Tax）Orderで規定されており、代表的なものは次のとおりである。

- 特定機関（中央・地方政府、研究機関、教育機関、航空会社など）との取引
- 輸出取引（課税登録事業者の輸出はすべて免税取引とされる。関税局の要請があった場合、通関書類などの根拠証憑を提示することが求められる。）

- 原材料購入取引（課税登録事業者が、原材料、部品、梱包資材を製造に使用する目的で輸入もしくは他の課税登録事業者から購入する場合、当該購入取引は免税とされる。また、課税登録事業者の代理人が購入する場合も免税とされる*。）
- 輸出用製品の原材料購入取引（原材料、部品、梱包資材を輸出用非課税物品の製造に使用する目的で輸入もしくは他の課税登録事業者から購入し、輸入もしくは購入から12か月以内に製品を輸出する場合、当該購入取引は免税とされる。）
- 輸出用製品の購入取引（課税登録事業者、保税工場、フリーゾーンから購入した製品を6か月以内に輸出する場合、当該購入取引は免税とされる。）

※：課税登録事業者が、一般の販売業者から原材料等を購入する場合、その購入金額には販売業者がすでに負担した売上税が含まれてしまっていることがある。そのような原材料を用いて課税物品を製造し、販売時に売上税を課すと一段階課税の原則が崩れてしまうため、購入金額の一部（2%または4%）を売上税納付額から減額する措置が2019年税制改正で導入された。

2) 指定地域および特定地域

指定地域（Designated Areas；ラプアン、ランカウィ、ティオマン、以下DA）および特定地域（Special Areas；フリーゾーン、保税倉庫、保税工場等、以下SA）の取引については、別段の定めがなされている。

すなわち、DA内およびSA内ならびにDA・SA間の取引は非課税とされている。また、マレーシア国内からDAまたはSAへの出荷は輸出とみなされ、原則として非課税である。一方、DAまたはSAからマレーシア国内への出荷についてはマレーシアへの輸入とみなされ課税される。

3) 貸倒れ

マレーシア国内で製造される物品の課税点は販売された時点であるが、当該取引にかかる売上債権の全部もしくは一部が貸し倒れた場合、納税者は還付請求することができる。請求期限は売上税を納付した時点から6年間であり、関税局長の承認を得る必要がある。

4) Drawback

売上税を納付した商品・製品を6か月以内に輸出した場合、納税者は還付請求することができる。請求期限は輸出から3か月以内であり、通関書類等とともに所定の方法で申請する。

5) Approved Major Exporter Scheme（AMES）

2020年7月1日以降、年間売上が1,000万リンギット以上で、かつその80%以上が輸出となる販売会社・非課税物品の製造会社は、事前にAMESとしての申請を行うことができる。AMESは、所定の要件を満たせば、課税物品・原材料等の仕入時に、通常であれば事前に納付する売上税を納付せず、事後的に国内販売を行った部分に対する売上税を納付することが認められる。AMESの導入により、輸出企業にとって、輸出にかかる売上税の還付手続や仕入時の免除手続といった事務負担の軽減と、キャッシュフローの改善が見込まれる。

7-2 サービス税

1. 課税の範囲、課税標準、税率

売上税と異なり、サービス税の課税対象は限定的である。すなわち、Service Tax Regulationsに列挙されたサービスのみが課税対象であり、当該サービスをマレーシア国内で提供する場合もしくは輸入する場合に、サービス税が課せられる。

Group	課税サービス	税率（注1）
A	ホテル	8%
B	飲食	6%
C / D	クラブ、カラオケ等	8%
E	ゴルフ	8%
F	ゲーム	8%
G	プロフェッショナル 法務、会計、調査・鑑定評価、エンジニアリング、建築、コンサルティング、マネジメントサービス（注2）、ITサービス、人材サービス、警備、デジタルサービス、修理・保守サービス	8%
H	クレジットカード	RM25 （1枚当たり）
I	その他 保険、通信、駐車場、二輪四輪関連サービス・修理、自動車運転、広告、電力、国内線（一部フライトを除く）、ブローカー、クリーニング	8% （ただし、通信および駐車場は6%）
J	物流	6%

注1：2024年3月1日から適用される税率（以前は、Group Hを除き一律6%）

注2：Group Gのマネジメントサービスに関してはプロジェクト管理、メンテナンス、倉庫、債権回収、駐車場、スポーツ施設、秘書業務などが例示されているが、「その他のあらゆるマネジメントサービス」という包括条項も設けられているため、広範なマネジメントサービスが課税対象になると解される。

原則として実際の取引価額が課税標準とされるが、関連者との取引や無償提供の場合は通常の取引で適用されるであろう価額が課税標準とされる。

なお、課税対象サービスは頻繁に変更されているため、関税局のホームページにアクセスし、最新の動向に留意する必要がある。

2. 課税登録事業者

前述の課税対象サービスを提供し、その取引価額が過去12か月もしくは将来12か月でそれぞれのサービスごとに定められた金額（原則50万リンギット）を超える事業者は課税事業者として登録し、顧客からのサービス税徴収と関税局への納付義務を負う。

当該条件に該当した場合、事業者は翌月末までに登録を申請し、申請の翌月初からサービス税を徴収しなければならない。

なお、輸入サービスについては上記のような登録事業者の制度はなく、課税サービスの輸入者がサービス税を納付する義務を負うことになるが、デジタルサービスについては2020年1月から外国企業であっても海外課税事業者として登録し、サービス税徴収と納付義務を負うこととなった。

3. 課税点と申告・納付

マレーシア国内で提供するサービスは代金を受領した時点またはインボイスを発行した時点で課税される。なお、サービス提供から12か月を超えても代金を受領されない場合は、12か月経過時点で課税される。海外課税登録事業者によるデジタルサービスは、代金を受領した時点で課税される。また、その他の輸入サービスについては、代金支払もしくはインボイス受領のいずれか早い時点で課税される。

課税登録事業者は関税局から指定された課税期間（原則として2か月ごと）の取引を集計し、翌月末までに申告・納付しなければならない。なお、課税登録事業者は納付金額がゼロであっても申告が必要である。課税登録事業者以外の者がサービスを輸入する場合は、課税点の翌月末までに申告・納付しなければならない。

4. ペナルティ

未申告もしくは虚偽の申告に対しては、5万リンギット以下の罰金または3年以下の禁固、あるいはその両方が科せられると規定されている。

納付遅延に対しては、納付期限から最初の30日以内の遅延の場合は未納付額の10%、次の30日以内の遅延の場合は15%の追加、次の30日以内の遅延の場合はさらに15%のペナルティが追加される（最大40%）。90日を経過しても未納付の場合は、5万リンギット以下の罰金または3年以下の禁固、あるいはその両方が科せられると規定されている。

税務調査の対象期間は不正や故意のケースを除き6年間であるが、納税者は取引から7年間は取引記録を保持しておく必要がある。

5. 特別な取扱い

1) 同一企業グループ内の免税

課税サービスのGroup Gに規定される法務、会計、調査・鑑定評価、エンジニアリング、建築、コンサルティング、ITサービス、マネジメントサービス、デジタルサービス、修理・保守サービスを同一企業グループ内に提供する場合、サービス税の課税は免除される。

同一企業グループとは、一方の企業が他の企業（または他の複数企業）を支配している場合である。ここでいう支配とは、一方の企業が直接もしくは子会社を通じて間接に他の企業の株式の過半を有している場合、もしくは20%以上の株式を有し、かつ取締役の過半数を任命できる場合とされ、一般的に親子会社間や兄弟会社間、関連会社との取引が該当すると解される。

なお、マレーシア国内の企業が当該サービスをグループ内だけでなく、グループ外の企業にも提供している場合で、当該グループ外の企業に提供している金額が当該月およびその前後の11ヵ月間を通じて5%を超える場合は、免税措置は適用されないので注意が必要である。

2) 同一Group課税登録者間の課税免税

Group Gに規定される課税サービス（人材サービス、警備を除く）、Group Iに規定される広告サービスおよびGroup Jに規定される物流サービスの事業者が、同じ課税サービスの課税登録事業者に当該サービスを提供する場合、サービス税の課税は免除または相殺される。

これは、サービス提供において、その一部をアウトソーシングした場合等に二重課税となる状況を排除し、一段階課税の原則を確保するための措置である。

3) 指定地域および特定地域

指定地域（DA）および特定地域（SA）の取引については、別段の定めがなされている。すなわち、SA内およびDA内ならびにSA・DA間の取引は原則として非課税とされている。

一方、事業の主要な場所（Principal Place of Business）がDAまたはSAにある企業がマレーシア国内にサービス提供した場合、および事業の主要な場所がマレーシア国内にある企業が、DAまたはSAにサービス提供した場合は課税される。

4) Contra System

サービス税を納付したものの、事後的にサービス提供がキャンセルされた場合、1年以内であれば当該金額をサービス税の納付額から減額することが認められている。

7-3 その他

輸入関税

輸入関税はマレーシアに輸入される物品に課せられる間接税である。関税コード分類により、製品ごとに0～60%までの税率が定められている。

- 免除規定

輸入関税が免除される場合として最も一般的なものは、フリーゾーン（FZ）内や保税工場（LMW）ライセンスを有する製造会社が原材料や機械等を輸入する場合である。ただし、これらの製造会社から、製造品がマレーシア国内市場に出荷される場合には、輸入関税が課せられる。

マレーシアは、工業化を促進する政策目的から、国内で調達不可能な機械設備の輸入に関しては、免税措置を与えている。この場合は、MIDAの事前認可が必要である。

物品税

物品税は、酒類、タバコ、自動車・二輪車等、特定品目に対する税金で、税率はさまざまである。

8 その他の税金

1. 不動産利得税

課税対象

マレーシア国内の不動産を売却した場合の譲渡益には、不動産利得税（RPGT - Real Property Gains Tax）が課せられる。

不動産利得税の税率は以下のとおりである。

不動産の処分までの期間	個人 (国民、永住者)	マレーシアで 設立された会社	左記以外の 個人および会社
取得後3年以内	30%	30%	30%
取得後3年超4年以内	20%	20%	30%
取得後4年超5年以内	15%	15%	30%
取得後5年超の処分	0%	10%	10%

なお、いくつかの例外も認められており、以下はその例である。

- 個人は、1万リンギットまたはキャピタル・ゲインの10%のいずれか大きい金額まで免税
- マレーシア国民または永住者について、生涯で最初の不動産取引から生じる不動産利得税について免税
- 夫婦、親子、祖父母と孫との間の贈与にかかる取引は、キャピタル・ゲインが生じていないとみなされるため実質的に免税

申告・納付

従来、RPGTは賦課課税方式であったが、2025年1月1日より自己申告方式に変更となった。納税者は処分日から90日以内に申告・納付しなければならず、期限までに納付しない場合、10%のペナルティが科せられる。

2. 印紙税

印紙税は広範囲の文書に対して課され、契約金額や文書の性質に応じて税額が異なる。

1. 不動産の譲渡

譲渡価格	税率
100,000リンギットまで	1%

次の400,000リンギット	2%
次の500,000リンギット	3%
1,000,000リンギット超	4%

2. 株式

売却価額または評価額のどちらか大きい金額に対して0.3%

非上場株式の課税標準としての評価方法：

以下の1) から3) のうち、いずれか最も高い額が評価額となる。

- 1) 1株当たりの持分
- 2) 株価収益率法（PER法）による評価額
- 3) 1株当たりの売価

3. 借入契約またはサービス契約

0.5%の従価型課税

なお、2011年1月1日以降実行するサービス契約については、以下のとおり課税される。

すべてのサービス契約（1段階）		0.1%
多段階のサービス契約	第1段階	0.1%
	以後の段階	上限50リンギット
(a) 政府が関与しない契約	第1段階	免税
	第2段階	0.1%
	以後の段階	上限50リンギット
(b) 政府との契約	第1段階	免税
	第2段階	0.1%
	以後の段階	上限50リンギット

4. 関連者間での資産移転における印紙税の免除

関連者間での資産移転については、再編または合併による免税およびグループ内取引による免税という2種類の印紙税の免税措置が認められる。

- 1) 再編または合併にかかる印紙税の免除（15条による免税）
事業を取得、もしくは90%以上の株式を取得する場合、以下の条件を満たすことにより印紙税の免税措置が受けられる。

- a) 譲受人（Transferee company）がマレーシア法人であること
- b) 譲渡対価の90%以上が
 - i. 事業譲渡の場合、譲渡会社もしくは譲渡会社の株主に対する譲受会社の株式発行によること
 - ii. 株式譲渡の場合、譲渡会社の株主と譲受会社の株式交換によること

なお、以下の場合、免税措置は無効となる。

- a) 条件を満たしていない、または虚偽の申告の場合
- b) 譲渡会社（株主を含む）が、再編・合併・清算・政府方針以外の理由により、3年以内に取得した株式を処分した場合
- c) 譲受会社が、再建・合併・清算以外の理由により、3年以内に取得した株式を処分した場合

2) グループ内の資産移転にかかる印紙税の免除（15A条による免税）

グループ内で資産を移転する場合、以下の条件を満たすことにより印紙税の免税措置が受けられる。

- a) 一方が他方の90%以上の株式を保有、あるいは1社が他の2社の90%以上の株式を保有している（同一の個人が所有する場合を除く）
- b) 資産の移転が事業の効率化を達成する目的であること
- c) 譲受人がマレーシア法人であること

当該規定は資産の移転に対してのみ適用され、事業の移転には適用されない。

なお、以下の場合、免税措置は無効となる。

- a) 譲渡対価が当事者以外の者により支払い、または受取りされている場合
- b) 譲渡対価の受益権が、当事者以外の者により以前に譲渡されたものである場合
- c) 3年以内に90%以上の資本関係が解消された場合
- d) 譲受会社が3年以内に資産を処分した場合

5. 申告・納付

従来、印紙税は賦課課税方式であったが、2026年1月1日より段階的に自己申告方式へ変更となる。納税者は30日以内に申告・納付しなければならず、期限までに納付しない場合、3ヵ月以内の遅延には10%、3ヵ月超の遅延には20%のペナルティが科せられる。

3. その他

税金ではないが、日本でいう固定資産税に類似するクイットレントもしくはパーセルレント（土地に関する固定資産税）およびアセスメント（建物に関する固定資産税）があり、不動産保有者が州政府等の地方行政当局より徴収される。

9 租税条約

租税条約とは

租税条約とは、二重課税の回避、脱税および租税回避等への対応を目的として締結されるものであり、国際標準となる「OECDモデル租税条約」が、一般的にひな型として利用される。

二重課税の回避を目的として、一般的には以下が規定されている。

- 事業所得が、支店等の活動により得た所得のみに課税することや、投資所得（配当、利子、使用料）の税率の上限を設定することなど、源泉地国（所得が生ずる国）の課税できる所得の範囲の確定
- 外国税額控除等の居住地国における二重課税の排除方法
- 税務当局間の相互協議（仲裁を含む）による条約に適合しない課税の解消

以下、日本とマレーシアの間で締結された租税条約における主要な項目を列挙する。

恒久的施設の定義

- 1) 事業を行う一定の場所であって、企業がその事業全部または一部を行っている場所
 - ① 事業の管理の場所
 - ② 支店
 - ③ 事務所
 - ④ 工場
 - ⑤ 作業場
 - ⑥ 鉱山、坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 2) 建築工事現場もしくは建設もしくは据付の工事、またはこれらに関連する監督活動で6か月を超える期間存続するもの
- 3) 代理人
 - ① 従属代理人：

外国企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを反復的に行う者
 - ② 在庫保有代理人：

物品または商品の在庫を恒常的に保有し、かつ外国企業に代わって物品または商品を反復して引き渡す者

配当・利子・ロイヤルティ

マレーシアから支払われる配当については、源泉税は課せられていない。配当に関しては、「3-7 課税所得の計算 配当課税制度」を参照。利子およびロイヤルティに関しては、租税条約において10%の税率が規定されている。

2025年1月現在有効なマレーシアとの租税条約における源泉税率

	国	配当	利息	ロイヤルティ
1.	Albania	NIL	10	10
2.	Australia	NIL	15	10
3.	Austria	NIL	15	10
4.	Bahrain	NIL	5	8
5.	Bangladesh	NIL	15	10
6.	Belgium	NIL	10	10
7.	Bosnia Herzegovina	NIL	10	8
8.	Brunei	NIL	10	10
9.	Cambodia	NIL	10	10
10.	Canada	NIL	15	10
11.	Chile	NIL	15	10
12.	China	NIL	10	10
13.	Croatia	NIL	10	10
14.	Czech Republic	NIL	12	10
15.	Denmark	NIL	15	10
16.	Egypt	NIL	15	10
17.	Fiji	NIL	15	10
18.	Finland	NIL	15	10
19.	France	NIL	15	10
20.	Germany	NIL	10	7
21.	Hong Kong	NIL	10	8
22.	Hungary	NIL	15	10
23.	India	NIL	10	10
24.	Indonesia	NIL	10	10
25.	Iran	NIL	15	10
26.	Ireland	NIL	10	8
27.	Italy	NIL	15	10
28.	Japan	NIL	10	10
29.	Jordan	NIL	15	10
30.	Kazakhstan	NIL	10	10
31.	Korea Republic	NIL	15	10
32.	Kuwait	NIL	10	10
33.	Kyrgyz Republic	NIL	10	10
34.	Laos	NIL	10	10
35.	Lebanon	NIL	10	8

	国	配当	利息	ロイヤルティ
36.	Luxembourg	NIL	10	8
37.	Malta	NIL	15	10
38.	Mauritius	NIL	15	10
39.	Mongolia	NIL	10	10
40.	Morocco	NIL	10	10
41.	Myanmar	NIL	10	10
42.	Namibia	NIL	10	5
43.	Netherlands	NIL	10	8
44.	New Zealand	NIL	15	10
45.	Norway	NIL	15	10
46.	Pakistan	NIL	15	10
47.	Papua New Guinea	NIL	15	10
48.	Philippines	NIL	15	10
49.	Poland	NIL	10	8
50.	Qatar	NIL	5	8
51.	Romania	NIL	15	10
52.	Russia	NIL	15	10
53.	San Marino	NIL	10	10
54.	Saudi Arabia	NIL	5	8
55.	Seychelles	NIL	10	10
56.	Singapore	NIL	10	8
57.	Slovak Republic	NIL	10	10
58.	South Africa	NIL	10	5
59.	Spain	NIL	10	7
60.	Sri Lanka	NIL	10	10
61.	Sudan	NIL	10	10
62.	Sweden	NIL	10	8
63.	Switzerland	NIL	10	10
64.	Syria	NIL	10	10
65.	Thailand	NIL	15	10
66.	Turkey	NIL	15	10
67.	Turkmenistan	NIL	10	10
68.	Ukraine	NIL	10	8
69.	United Arab Emirates	NIL	5	10
70.	United Kingdom	NIL	10	8
71.	Uzbekistan	NIL	10	10
72.	Venezuela	NIL	15	10
73.	Vietnam	NIL	10	10
74.	Zimbabwe	NIL	10	10

出典：マレーシア歳入庁（IRB）ウェブサイト

10 税務調査

1. マレーシアの税務調査

法人については賦課年度2001から自主申告制度が導入された。2000年までは税務当局が賦課通知書（Form J）を発行するまで確定しなかった税額が、自主申告制度の導入により、申告書提出時に確定することになったが、定期的な税務調査が増加している。税務調査は所得の申告が税法に準拠してなされているか、所得控除項目は妥当か、税務上の優遇措置に基づく所得控除・税額控除・免税措置は適切に適用されているか、証憑および帳票の保管状況は良好かの観点から実施されるとともに、遵法性の確認および過少申告者の取締りも目的としている。

税務調査は「Tax Audit」と「Tax Investigation」がある。前者は定期的に会社に対して行われるもの、後者は明確な証拠に基づき租税回避行為等が疑われる場合のみ行われるものとして、区別されている。

マレーシア歳入庁（IRB）は、法人税調査について、「Tax Audit Framework」「Tax Investigation Framework」を、移転価格調査については「Transfer Pricing Audit Framework」を公表している。

2. Tax Audit

Tax AuditにはGeneral ReviewとComprehensive Reviewがあり、General Reviewの場合は納税者より必要な書類を取り寄せ、IRB内で行う。Comprehensive Reviewの場合、納税者を訪問して調査を行う。調査開始前に事前に納税者に対して通知がある。

3. 対象賦課年度

法人税の税務調査について、遡及期間は通常3年、最大で5年とされている。ただし、不正、租税回避等の行為があった場合には5年を超えてなされる可能性がある。

また、移転価格について、遡及期間は最大7年とされている。

4. ペナルティ

1) 法人所得税に係る過少申告があった場合のペナルティは次のとおり。

税務調査における指摘	ペナルティ率
最初の違反	15%
2回目の違反	30%
3回目以降の違反	45%

- ・ 2020年1月1日から2022年4月30日までの税務調査記録を参照し、当該期間に過少申告ペナルティが科されていない場合は、最初の違反とみなされる
- ・ 税務調査による指摘が、税法の解釈の相違（Technical Adjustment）に基づく場合は、ペナルティは科されない
- ・ 不正による過少申告の場合は、100%のペナルティ料率が適用される

2) 移転価格調査にかかるペナルティは次のとおり。

2021年1月1日より、移転価格にかかる課税所得の修正に対するサーチャージが導入されている。従来のペナルティは追加の支払税額に応じて計算されていたため、欠損金等との相殺により追加の支払税額が生じなければ、ペナルティは科せられなかった。これに対し、サーチャージは移転価格に関する税務調査により修正された金額に応じて計算されるため、追加の支払税額が生じるか否かにかかわらず、ペナルティが科せられることになる。サーチャージは税務調査により修正された課税所得に対して最大5%（自発的な申告の場合は0%～4%）が科せられる。

なお、移転価格文書を14日以内に提出できない場合、または提出した移転価格文書がIncome Tax (Transfer Pricing) Rule2023および移転価格ガイドラインに準拠していない場合は、対象年度ごとに2万リンギット以上10万リンギット以下の罰金、または6か月以下の禁固、あるいはその両方が科せられる。

5. Tax Investigation

Tax Investigationは、納税義務者が故意に租税回避行為を行おうとしている、または税法等に規定される意図的租税回避行為を行ったことが明確な証拠に基づき疑われる場合にのみ実行される。

なお、税金の過少申告に対し課せられるペナルティは、Tax Auditと比較して高率となっている。

6. 不服申し立て

税務調査による更正通知（Assessment Letter）が発行される前に、通常は修正税額提案（Proposed Tax Adjustment）が納税者に通知され、納税者は18日間の反証期間が与えられる。協議の後に更正通知が発行され、不服申し立てを行うか否かにかかわらず、納税者は30日以内に追徴税額を納付しなければさらにペナルティが課せられる。税務調査結果に不服ある場合は、通知受領後30日以内に不服理由等を記載した所定のフォーム（Form Q）を提出する。IRBは不服申し立てを受理してから12カ月（最長18カ月）以内に審議し、両者が合意できない場合は所得税特別委員会（the Special Commissioners of Income Tax, SCIT）に回付される。なお、SCITへ回付される前段階での合意を促すため、中立の裁定機関であるDispute Resolution Proceeding（DRP）の制度が設けられており、納税者はDRPの開催をIRBに申請することができる。

税法上の不服申し立てはSCITの決定が最終であり、SCIT決定に不服ある場合は、高等裁判所、上訴裁判所に司法審査（Judicial Review）を申し立てることになる。

7. 事前解釈申請

税務上の取扱いにつき、納税者は税務当局に事前の解釈申請を行うことができる。申請内容は仮定ではなく、事実に基づくことが必要であり、所定のフォーム（Form KA）を用いなければならない。

11 為替管理

1. 非居住者に対する規制

マレーシアへの投資

マレーシア非居住者がマレーシアへ投資することについての規制はなく、自由に投資資金を流出入することができ、マレーシアの投資から生じる投資回収にかかる収益、利益、配当およびいかなる収入も本国に送金可能である。ただし、本国への送金はリンギット以外の外貨でなされなければならない。

マレーシア国内での融資

マレーシア非居住者は、認可オンショア銀行から自由に外貨建ての借入を行うことが可能である。また、マレーシア国内の実需に基づく活動や、マレーシアの住宅や商業用不動産購入のために、認可オンショア銀行から自由にリンギット建ての借入を行うことができる。

商品およびサービスの決済

マレーシア非居住者は、居住者との取引において、外貨またはリンギットでの決済が可能である。

外貨口座とリンギット口座

マレーシア非居住者は、認可オンショア銀行で自由に外貨またはリンギット口座を開設することが可能である。

2. 居住者に対する規制

外貨資産への投資

マレーシア居住者は、リンギット建ての借入金がない場合、リンギットを外貨に両替して外貨資産への投資を自由に行うことが可能である。マレーシア居住者にリンギット建ての借入金がある場合、マレーシア国内のグループ法人と合計して暦年で5,000万リンギットを上限として、リンギットを外貨に両替して外貨資産への投資を自由に行うことが可能である。

外貨建ての借入金

マレーシア居住者である企業は、認可オンショア銀行、居住／非居住の関連会社、居住／非居住の直接株主（10%以上保有）から外貨建ての借入を自由に行うことが可能である。関連会社以外の非居住法人（非居住銀行を含む）からは、総額で1億リングットを限度に、外貨建ての借入を自由に行うことが可能である。

リングット建ての借入金

マレーシア居住者である企業は、マレーシア非居住者である関連会社（銀行以外）および直接株主（10%以上保有）から、マレーシアで実際に事業を行う目的で、リングット建ての借入を自由に行うことが可能である。その他のマレーシア非居住者からは、総額で100万リングットを限度に、リングット建ての借入を自由に行うことが可能である。

商品およびサービスの決済

マレーシア中央銀行は、2016年後半の急激なリングット安を背景に、2016年12月2日に為替管理制度の変更を発表し、12月5日より施行された。これに伴い、マレーシア国内における商品およびサービスの取引は、リングットで決済されなければならなかったが、2021年4月15日付の新たな外国為替規則により、輸出事業者はグローバルサプライチェーンに含まれる国内事業者に対する支払について、外貨で行うことが可能となった。

商品の輸出

商品の輸出にかかるすべての収益は、輸出日から6ヵ月以内に全額をマレーシアに送金されなければならない。6ヵ月以内に送金が困難な場合や、非居住者との他の取引により相殺を行う場合には、一定の要件を満たせばマレーシア中央銀行の事前承認なく、24ヵ月以内に輸出収益を受け取ることができる。

なお、輸出収益の75%の外貨のリングットへの強制両替のルールは2021年4月15日付の新たな外国為替規則により廃止され、100%を外貨のまま保有することが可能となった。

マレーシア居住者で、前年の輸出取引総額が2億5,000万リングット以上となる輸出企業は、マレーシア中央銀行から要求された場合にのみ報告書を提出する必要がある。

外貨口座

マレーシア居住者は、認可オンショア銀行およびオフショア銀行で外貨口座の開設が自由に可能である。

12 会計と監査

12-1 マレーシアの会計基準

1. IFRS®会計基準と同一の会計基準

マレーシアの会計基準は、IFRS会計基準が導入されている。具体的には、マレーシア会計基準審議会（MASB）は、IFRS会計基準と同一の会計基準であるMalaysian Financial Reporting Standards（**MFRS**）と、中小企業版IFRS会計基準（IFRS for SMEs）と同一の会計基準であるMalaysian Private Entities Financial Reporting Standard（**MPERS**）を採用している。

上場会社、マレーシア中央銀行の監督下にある金融機関等の閉鎖企業以外の会社は、MFRSを採用する必要がある。閉鎖企業については、MFRSとMPERSを選択適用することができる。なお、閉鎖企業とは以下の要件に該当する企業をいう。

- 証券委員会またはマレーシア中央銀行により施行されるいかなる法律のもとでも財務報告の提出が要求されない企業、かつ
- 証券委員会またはマレーシア中央銀行により施行される法律のもとで財務報告の提出が要求される企業の子会社／関連会社／共同支配会社でないこと

日系企業の多く（金融機関を除く）は閉鎖企業に該当し、簡便なMPERSを選択するケースが比較的多い。IFRS会計基準とMFRSまたはMPERSとの主な相違は、IFRS会計基準には連結財務諸表作成の免除規定があるが（最終親会社が連結財務諸表を作成している場合などの一定の要件を満たす場合）、MFRSまたはMPERSにはこのような連結財務諸表作成の免除規定がないことである。これは、マレーシアの会社法が、子会社を持つマレーシア法人には連結財務諸表を作成することを義務付けていることによる。

なお、MFRSはIFRS会計基準と同様の頻度・タイミングで改正され、新会計基準の適用時期もIFRS会計基準と同じ扱いとなっている。一方、MPERSはIFRS for SMEsにあわせて改正がなされる。

2. MFRSとMPERSの主な相違点

	MFRS	MPERS
有形固定資産	借入費用の資産化あり。	借入費用の資産化なし。
無形固定資産	耐用年数を特定できない無形固定資産については、償却せず年次の減損テストが適用される。 開発費の資産化あり。	すべての無形固定資産（のれんを含む）は、有限の耐用年数があるものとして取り扱われる。 開発費の資産化なし。
政府補助金	資産に関連する補助金は、繰延収益として処理するか、当該資産の取得原価から控除する。	補助金の認識要件を満たしたときに収益として処理する。
金融商品	IFRS第9号と同等の基準が適用される。	IAS第39号の概念に基づいている。
収益	IFRS第15号と同等の基準が適用される。	IAS第18号の概念に基づいている。
リース	IFRS第16号と同等の基準が適用される。	IAS第17号の概念に基づいている。

3. 会計基準適用における実務上の留意点

1) 機能通貨

MFRS、MPERSともに「機能通貨」の概念があるが、米ドルなどリンギット以外の通貨で販売、購買取引を行うケースが多い場合には、会計帳簿を作成するための機能通貨がリンギット以外の米ドルなどの外国通貨になる可能性がある。なお、機能通貨が米ドルなどの外国通貨になった場合でも、法定の財務諸表を作成する際の表示通貨はリンギットにする必要がある。したがって、決算報告書であるAudit Reportはリンギットで表示される。

また、前述のとおり、税務申告上、会計上の機能通貨がリンギット以外の会社の税務申告書は、機能通貨で作成され表示通貨（リンギット）に換算されたAudit Reportをもとに作成する。

2) 有形固定資産の減損会計

日本基準とは異なり、減損の兆候について「損益やキャッシュフローが継続してマイナス」といった数値基準はなく、状況によっては単年度でも赤字になれば減損の兆候があると判断される場合がある。また、減損の兆候がある場合には、割引前キャッシュフローで減損損失の認識の必要性を判定するといったステップはなく、直ちに割引後キャッシュフローまたは処分費用控除後の公正価値をベースとした減損テストが実施される。また、キャッシュフローの割引に使用される割引率は、資産に固有のリスクを反映したものとして、類似の上場会社の資本コスト等を

ベンチマークとした加重平均資本コスト（税引前に引き直したもの）が使用され、一般に日本で使用されている割引率よりも相当程度高くなるとともに、その算定自体が専門的であるため、限られた人員で運営されている現地日系企業にとってはその対応が難しい場合がある。

12-2 法定監査と監査基準

原則としてすべての会社および外国会社の支店は、年次の会計監査を受けなければならない。したがって、日系企業の子会社や支店も会計監査を受ける必要がある。ただし、清算期間中の会社については、会計監査は免除されている。駐在員事務所は監査の対象ではない。マレーシアの監査基準は国際監査基準と同等である。

13 会社法

13-1 会社の種類

マレーシアにおいては、下記の種類の会社が認められている。

- 株式有限責任会社
- 保証有限責任会社
- 無限責任会社
- 外国企業（支店）

また、株式有限責任会社は非公開会社（Sdn. Bhd.）と公開会社（Berhad）とに区分される。以下、日系企業の進出形態として最もよく活用されている株式有限責任会社のうち、非公開会社を前提として説明する。

非公開会社は下記のように定義される（会社法42条、43条）。

- 1) 株式の譲渡制限 – 取締役の事前承認が必要
- 2) 株主数50人以下
- 3) 株式および社債の一般公募不可
- 4) 一般からの預金の受入不可

13-2 会社定款

2016年会社法の下では、保証有限責任会社を除き、定款の作成は任意となった（会社法31条）。ただし、後述のように優先株等の種類株式を発行する場合には定款にその旨を定める必要がある。なお、ビジネスライセンス等の手続の関係で定款が必要になることがあるため留意が必要である。

また、定款の採用、変更は株主総会の特別決議事項となる（会社法32条、36条）。

13-3 株式

- 1) 定款の定めにより、異なる種類の株式を発行することが可能（会社法69条）。
 - 普通株式
 - 優先株式
 - 償還権付優先株式^{※1}
 - 特別な議決権あるいは議決権に制限のある（無議決権を含む）株式

※1 条件によっては、会計基準上は資本ではなく金融負債として取り扱われることもある。

また、額面制度は2016年会社法の下、廃止されている（会社法74条）。さらに、株主からの要請がない限り、株券の発行は要求されていない（会社法97条）。

2) 増資

■ 株主総会の普通決議（会社法75条）

発起人への割当時、株主割当等の場合を除き、あらかじめ株主総会の普通決議による承認が必要。株主総会の決議に基づいて取締役会に新株発行の権限を委譲することも可能であり、この場合には、承認後14日以内にマレーシア企業委員会（CCM）への提出が必要。また、当該権限は、非公開会社で定時株主総会の開催が不要である場合、12ヵ月を超えないことと規定されている（会社法76条）。

■ CCMへの報告（会社法76条－78条）

株式割当実施後14日以内に提出。

3) 減資の手続

減資は株主総会の特別決議事項である（会社法115条）。また、従前、裁判所の申請認可が必要であったが、適切な債権者保護を図りつつ、減資手続の迅速化のため、2016年会社法のもとでは、裁判所による申請認可による手続に加え、ソルベンシーテストに基づく新たな減資手続が導入された。

《ソルベンシーテストに基づく新たな減資手続》

- 取締役によるソルベンシーテストとソルベンシーステートメントの作成（会社法112、113条）。12ヵ月間の債務返済に関するキャッシュフロー・テストと、会社の債務よりも会社の資産が超過していることの確認。
- 株主総会后7日以内にマレーシア歳入庁（IRB）への通知、ソルベンシーステートメントをCCMへ提出（会社法117条）。
- 新聞に公告、債権者は減資決議後6週間以内に裁判所に減資に対する異議を申し出ることができる（会社法117条、118条）。

13-4 株主総会

1) 株主総会の開催（会社法340条）

2016年会社法により、非公開会社は年次株主総会の開催を省略することが可能となった（会社法上、非公開会社は各事業年度ごとに株主総会を開催することが要求されなくなった）。

2) 開催場所（会社法327条）

議長が出席するメイン会場はマレーシアに設置する必要があるが、定款の定めにより、通信技術を使って複数会場を設置することも可能である。例えば、テレビ会議システム等を用いて株主が日本から株主総会に参加することも可能である。

3) 議長（会社法329条）

通常は定款で取締役会の議長が兼務することを定める。その定めが定款にないときは総会で選任される。

4) 決議方法

非公開会社においては、取締役または株主の提案による書面決議が可能。ただし、取締役および監査人の任期満了前の解任決議に対しては適用されない（会社法297条）。書面決議の場合、書面送付（電子送付も可）から28日以内になされた書面による株主の合意に基づいて決議がなされる（会社法306条、307条）。

5) 決議内容

① 普通決議（会社法291条）

会社法あるいは定款の定めにより特別決議が必要とされる場合以外の決議であり、出席株主または主席株主の議決権の過半数をもって決する。

② 特別決議（会社法292条）

株主総会開催日の21日前に通知を送付することが必要となり、出席株主または出席株主の議決権の4分の3以上をもって決する。

特別決議が必要となる主な事項

- ・ 会社名変更（会社法28条）
- ・ 定款の採用、変更（会社法32条、36条）
- ・ 公開会社、非公開会社間の会社形態の変更（会社法41条）
- ・ 種類株式の発行（会社法69条）
- ・ 減資（会社法115条）
- ・ 会社の清算（会社法439条）

13-5 取締役

1) 定義（会社法196条）

非公開会社は最低1人以上、公開会社は最低2人以上の居住取締役（マレーシア国内に住所を有する者）を登記しなければならない。マレーシア入国管理局から付与された就労許可証を有する外国人も、ここにいう“居住”を満たす。

2) 選任（会社法202条）

設立時を除き、取締役会（定款の定めによる）または株主総会の普通決議により選任される。

3) 退任（会社法205条）

会社法には、取締役の任期に関する定めはないが、定款に特別な規定がない限り、以下の取締役の退任にかかる規定が定められている。

- 最初の定時株主総会において、全取締役が退任する（公開会社の場合）。
- その後の定時株主総会においては、取締役の3分の1が（四捨五入）が退任する（最も在任期間が長い取締役から退任する）。
- 退任取締役はそのまま再任される権利を持つ。

4) 辞任（会社法209条）

取締役が辞任書を提出し、取締役会で確認された後に辞任となる。ただし、会社の取締役が1人のみである場合、辞任を申し出ても、後任の取締役が選任されるまでは当該辞任は有効とはならない。

5) 解任（会社法206条）

非公開会社の場合、定款の定めにより株主総会の普通決議で解任できる。公開会社の場合も株主総会の普通決議で解任できるが、当該取締役に對する事前の通知が必要であり、当該取締役は口頭または書面で解任議案に対して抗議することができる（会社法207条）。

6) 義務と責任（会社法213条ほか）

- 誠実な受託者としての義務
- 善良なる管理者としての注意義務
- 会社財産の不適切な利用や関係者間取引の禁止
- 適切な経理、会計記録の保管

7) 利益相反取引の制限規定（会社法224条ほか）

- 取締役に対する金銭の貸付の禁止
- 取締役の利害関係者に対する金銭の貸付の禁止
- 取締役および取締役の利害関係者との重要な資産の取引の制限
- 会社と競合する事業・取引の禁止

8) 取締役の報酬（会社法230条）

公開会社およびその子会社の取締役にかかる報酬は株主総会の決議事項である。一方、非公開会社の場合、定款で定めることにより取締役会での決議が可能となるが、当該決議について取締役会での承認後、14日以内に株主への通知が必要となる。なお、10名以上の株主が取締役会で承認された報酬が適正でないと考える場合には株主総会の承認を要求できる。

13-6 会社秘書役

既述のとおり、会社は1人以上の会社秘書役を任命する必要がある。会社秘書役はマレーシアに居住する自然人であり、会社秘書役の協会の会員であることが求められる（会社法235条）。

会社秘書役の選任・解任は、取締役会の決議により可能である（会社法236条、239条）。

13-7 会計監査人

既述のとおり、会社は規模の大小を問わず、マレーシアで監査業務の遂行を認められた者を会計監査人として任命する必要がある（会社法267条）。会計監査人はマレーシア会計士協会（MIA）の会員であることが求められる。

会計監査人の選任は、会社設立時を除き、株主総会の普通決議による（会社法267条）。

13-8 会社の決算と配当

1) 会社の決算

取締役は会計帳簿を維持し、会計基準に準拠して適正な財務諸表を作成する義務がある（会社法248条）。事業年度末日から6ヵ月以内（会社設立初年度は、設立日後18ヵ月以内）に株主に決算報告書を送付し、送付から30日以内にCCMに決算報告書を提出する必要がある（会社法258条、259条）。

2) 利益配当（会社法131条、132条）

会社は、株主に対して会社の利益を原資として、会社の債務支払能力に問題がない場合に配当することができる。配当は取締役会の決議で実施可能であり、取締役は、配当を実施しても会社の債務支払能力に問題がないことを確認のうえ、配当の実施を検討する。会社の債務支払能力に問題がないことは、配当実施後12ヵ月以内に支払期限が到来する債務の支払に問題がないことをいう。

13-9 会社の清算

1) 会社清算の種類

会社の清算については以下が規定されている（会社法432条）。

- 株主による任意清算
- 債権者による任意清算
- 裁判所の命令による強制清算

2) 株主による任意清算

株主による任意清算とは、会社に支払能力があり、清算人を選任して行われる会社の清算方法である。

- 取締役の過半数による、“清算手続開始後12ヵ月以内に對外債務の返済が可能であること”の宣言（Declaration of solvency）（会社法443条）
- 臨時株主総会において清算の特別決議および清算人の選任（会社法439条）
- 株主総会特別決議をCCMへ提出（会社法439条）
- 新聞公告（会社法439条）
- 最終の税務クリアランスを税務当局より入手※
- 残余財産の分配
- 最終の株主総会を招集、開催し、最終の決算書承認および帳簿の処分の承認を決議

※税務当局による最終の税務クリアランスについては、実務的に長期間に及ぶ傾向がある。

連絡先

【マレーシア】

KPMGマレーシア事務所

Level 10, KPMG Tower 8, First Avenue

Bandar Utama 47800 Petaling Jaya

Selangor, Malaysia

T: +60-3-7721-3388

F: +60-3-7721-3399

渡辺 和哉 （わたなべ かずや）

T: +60-3-7721-3107

E: kazuyawatanabe1@kpmg.com.my

石渡 久剛 （いしわたari ひさたけ）

T: +60-3-7721-7266

E: hishiwatari2@kpmg.com.my

【日本】

有限責任 あずさ監査法人

ASEAN事業室

E: ASEAN@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG PLT, a limited liability partnership established under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。KPMG PLTはIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IFRS for SMEs®」および「IAS®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG PLTはライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。